

第27回 町田市子ども読書活動推進計画推進会議 次第

2024年7月17日

町田市立中央図書館ホール

1 開 会

図書館長 挨拶

2 委員紹介

3 議 事

- (1) 「第四次町田市子ども読書活動推進計画2023年度取組結果及び
2024年度取組予定」について 資料2
- (2) 「第五次町田市子ども読書活動推進計画」について 資料3

4 情報交換

5 その他

次回の会議予定について（1月～2月）

6 閉 会

配布資料一覧

資料1 町田市子ども読書活動推進計画推進会議 委員名簿 p2

資料2

- 1 第四次町田市子ども読書活動推進計画2023年度取組結果及び
2024年度取組予定 報告書(案) p3～p14
- 2 2023年度取組結果にかかる委員からの質問及び回答 p15

資料3

- 1 第五次町田市子ども読書活動推進計画（案） p16～p71
- 2 第五次町田市子ども読書活動推進計画概要（案） p72～p75

町田市子ども読書活動推進計画推進会議委員名簿（2024. 6. 1～）

選 出 区 分	氏 名	備考
町田市公立小学校長会の代表 (南成瀬小学校)	吉成 美紀	指名
町田市公立中学校長会の代表 (町田第三中学校)	大石 眞二	指名
町田市立小学校の読書活動に携わる保護者 (町田市公立小学校読書活動に関わる保護者団体の代表)	高橋 晃代	委嘱
町田市立中学校PTA連合会の代表 (木曽中学校)	兼子 由美恵	委嘱
町田市私立幼稚園協会の代表 (きそ幼稚園 園長)	櫻井 恵美子	委嘱
町田市法人立保育園協会の代表 (なごみ保育園 園長)	松井 美和	委嘱
図書館又は学校図書館に係わるボランティア (おはなしポケット)	長尾 厚子	委嘱
図書館又は学校図書館に係わるボランティア (鶴川第三小学校図書指導員)	福田 比呂子	委嘱
町田市立図書館協議会の代表	福田 有美子	委嘱
子ども生活部児童青少年課長	菊地 仁幸	委嘱
子ども生活部子育て推進課長	香月 勇人	委嘱
学校教育部教育総務課長	高田 正人	指名
学校教育部指導課長	大山 聡	指名
生涯学習部図書館長	中嶋 真	指名

第四次町田市子ども読書活動推進計画

2023年度取組結果及び2024年度取組予定 報告書(案)

町田市教育委員会

2024年 月

目 次

基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

- 1-1 図書館でのおはなし会
- 1-2 「子育てひろば」でのおはなし会
- 1-3 学童保育クラブのおはなし会
- 1-4 子どもセンターのおはなし会
- 1-5 自由民権資料館まつりでのおはなし会
- 1-6 「きしゃポッポ」等での読み聞かせ
- 1-7 健診時のおはなし会(廃止)
- 1-8 ブックトーク
- 1-9 図書館のおすすめブックリスト
- 1-10 ことばらんどショートショートコンクール
- 1-11 図書館でのイベント・講座
- 1-12 文学館でのイベント・講座
- 1-13 図書館見学の受け入れ
- 1-14 マイ保育園登録時の絵本配布
- 1-15 イベント等における本の活用
- 1-16 母子バッグへのおすすめ絵本リスト同封
- 1-17 各校特色のある読書活動

基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

- 2-1 えいごのまちだ
- 2-2 図書館児童資料
- 2-3 公立保育園および地域子育て相談センター
- 2-4 学童保育クラブ
- 2-5 子どもセンター
- 2-6 「学校図書館活用の手引き」
- 2-7 学校図書館の蔵書整備
- 2-8 学校図書館支援貸出
- 2-9 「子育てひろばカレンダー」の発行
- 2-10 「生涯学習NAVI」の発行
- 2-11 まちだ子育てサイトの活用
- 2-12 図書館公式ホームページ・Twitter
- 2-13 「家庭学習の手引き」の提供
- 2-14 「本と出会う場所」マップ

基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の配置と育成

- 3-1 学校図書館担当者研修
- 3-2 新任教諭への図書館研修
- 3-3 児童文学講座の実施
- 3-4 保護者向け絵本の読み聞かせ講座の実施
- 3-5 図書館おはなし会ボランティアの養成
- 3-6 文学館おはなし会ボランティアの養成

自己評価 凡例

各取組について、担当課にはAからCの三段階で自己評価をしていただきました。

A: 予定以上に取り組めた

B: 予定通りに取り組めた

C: 予定よりも取り組めなかった

基本目標Ⅰ ◎子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
1	1	おはなし会	図書館でのおはなし会	図書館	乳幼小保	乳幼児向けから小学校低学年向けまで、年齢・発達にあったおはなし会を、各図書館が工夫をこらして実施する。	・「おはなし会」を全館で定期的に開催する。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で中止している「ボランティアとの懇談会」を開催する。 ・「(全館の)児童担当者による打合せ」を実施し、開催にあたって生じた課題を検討する。 ・現在、不定期で開催している「おはなし会」を、通常どおり定期的に開催する。 ・実施可能な館による「出張おはなし会」を開催する。	・「ボランティアとの懇談会」は、ボランティアの負担を軽減するため、書面で必要事項を伝えるようにし、鶴川図書館以外は対面で行わずに書面でを行った。 ・全館の担当者による打ち合わせを4回行い、おはなし会、出張おはなし会の実施状況等を議論した。 ・おはなし会を以下のとおり、定期的に開催した。 【中央図書館】 ・大きい子向けおはなし会：48回開催、394名参加 ・小さい子向けおはなし会：12回開催、134名参加 ・乳幼児向けおはなし会：22回開催、202名参加 ・こわいおはなし会：2回開催、9名参加 【さるびあ図書館】 ・おはなし会：12回開催、114名参加 ・小さい子向けおはなし会：5回開催、20名参加 ・乳幼児向けおはなし会：12回開催、111名参加 【鶴川図書館】 ・おはなし会：9回開催、36名参加 ・乳幼児向けおはなし会：9回開催、49名参加 ・だんちでえほん(URと共催)：2回開催、22名参加 【金森図書館】 ・おはなし会：48回開催、446名参加 ・乳幼児向けおはなし会：22回開催、99名参加 ・こわいおはなし会：1回開催、10名参加 【木曾山崎図書館】 ・大きい子向けおはなし会：11回開催、37名参加 ・赤ちゃんと小さい子向けおはなし会：7回開催、29名参加 ・おはなし会(臨時開催)：2回開催、6名参加 【堺図書館】 ・おはなし会：7回開催、36名参加 ・こうさき保育園向けおはなし会：10回開催、185名参加 ・乳幼児向けおはなし会：9回開催、48名参加 ・おはなし会(40周年記念)：2回開催、68名参加 【忠生図書館】 ・大きい子向けおはなし会：21回開催、220名参加 ・大きい子向けこわいおはなし会：1回開催、17名参加 ・大きい子向け工作おはなし会：1回開催、15名参加 ・しぜんの国保育園おはなし会：11回開催、97名参加 ・小さい子向けおはなし会：4回開催、58名参加 ・おはなし会(小学校等)：3回開催、81名参加 ・英語絵本おはなし会：1回開催、18名参加 ・乳幼児向けおはなし会：11回開催、80名参加 ・出張おはなし会についても、以下のとおり実施可能な館で実施した。 【中央図書館】【さるびあ図書館】 ・まあちでだっこのおはなし会(出張)：4回開催、108名参加 【さるびあ図書館】 ・せりがや冒険遊び場前でのおはなし会：8回開催、90名参加 【木曾山崎図書館】 ・七国山小学校おはなし会：19回開催、536名参加 【堺図書館】 ・WAAAOおはなし会：1回開催18名参加	B	・2024年度は、ボランティアの役割の検討なども踏まえて、より効果的に開催できるよう検討を行う。	・2023年度と同様の日時と規模感で定期的に開催する。

基本目標Ⅰ ◎子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
1	2	おはなし会	「子育てひろば」でのおはなし会	子育て推進課	乳幼児保	「子育てひろば」事業の一つとして、地域子育て相談センターが乳幼児向けおはなし会を開催する。絵本や紙芝居の読み聞かせを中心に行う。見て聞いて絵本の楽しさを味わえるように、わかりやすい絵本を提供しながら取り組む。	・図書館の絵本も活用しながら、地域の親子に絵本に触れる機会を提供する。	・引き続き、子育てひろばの出し物の一つとして、絵本に触れる機会を設ける。 ・図書館職員やボランティアによるお話し会を取り入れていく。	・おはなし会を主とした子育てひろばを162回開催した。 ・子育てひろばの中で読み聞かせ等の時間を必ず作ることで、絵本やお話しに触れる機会が持てるようにした。また、町田地域子育て相談センターでは、子育てひろばの他に持っている「スポットタイム」にて、おはなし会を24回開催した。 ・読み手も職員だけではなく、ボランティアに行ってもらった機会を設けた。 ・忠生市民センターで行う子育てひろばでは、図書館と連携し、図書館職員によるお話し会を6回開催した。	B	・おはなし会の開催の維持 ・お話ボランティアの活用	・引き続き、子育てひろばの中で、絵本に触れる機会を設ける。 ・年齢や季節に合わせた絵本の紹介を行っていく。 ・子育てひろばの中だけでなく、読み聞かせボランティアによるおはなし会を取り入れていく。
1	3	おはなし会	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課	小	在籍する子どものために、おはなし会を実施する。また、子どもセンターや図書館のおはなし会に参加しておはなしを聞く機会を確保する。	・3年生以上の児童が読み聞かせを行う機会を増やせるよう、職員が児童に働きかけ、楽しくやりがいを感じながら実施できるよう支援していく。	・毎月1回実施するお話し会の中で、高学年児童の読み聞かせを行う機会を増せるよう、職員が高学年児童に働きかけ、楽しくやりがいを感じながら実施できるよう支援していく。	・中央学童保育クラブおよび18の指定管理施設において、月1回以上、おはなし会を実施した。うち5のクラブでは地域のボランティアと協力して行った。 ・とくに中央学童保育クラブでは、毎週おはなし会を開催し、職員が読み聞かせるだけでなく、楽しくやりがいを感じながら読書活動に参加できるよう、高学年児童が話し手として参加し、低学年児童を楽しませる役割を果たした。	B	・おはなし会を通じて、児童の発達に応じ、図書に触れ合うきっかけづくりを図る。	・毎月1回以上おはなし会を実施し、児童の発達に応じた図書に触れ合うことで、読む楽しさを体感できるような機会を創出する。
1	4	おはなし会	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	乳幼小	市民に向けた「乳幼児向けおはなし会」を行う。	【はあん】 ・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・2022年度も引き続き、感染状況に留意し、継続して事業を実施していく。また、夏休み事業等についても、2021年度と同様、実施していく予定である。	・原則毎月2回、おはなしボランティア団体「おはなしとんからりん」に依頼し、乳幼児及び未就学児を対象に、絵本・紙芝居・手遊び・パネルシアター・エプロンシアターなどを実施した。 ・季節（例：秋のおいも等）・行事（例：クリスマス等）に沿った内容のおはなしや手遊びを参加者に紹介した。	B	・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・引き続き、継続して事業を実施していく。
							【つるっこ】 ・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、ボランティア団体「柿の木文庫」にご協力いただき、毎月1回の乳幼児向けお話し会、小学生向けの夏休みお話し会を実施していく。	・おはなしボランティア団体「柿の木文庫」による乳幼児向けのおはなし会「びよばおたいむ」を年10回実施した。 ・また、乳幼児から小学生向けの「柿の木文庫のおはなし会」を夏と冬に2回実施した。 ・地域ボランティアによる「クリスマスおはなし会」を実施した。	B	・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・引き続き、継続して事業を実施していく。
							【ばお】 ・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、継続して事業を実施していく。	・毎月1回、おはなしボランティアによる乳幼児向けのおはなし会「おはなしアイアイ」を年12回実施した。毎月季節や行事に沿った内容の紙芝居や手遊びを参加者に提供した。	B	・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・引き続き、継続して事業を実施していく。
							【わーお】 ・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。 ・「おはなしたいむ」の実施回数を増やす。	・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、継続して事業を実施していく。 ・不定期開催の「おはなしたいむ」については、月1～2回程度、定例的に実施していく。	・「さくらんぼの会によるおはなし会」を、わらべうた、紙芝居、絵本の読み聞かせの他、季節の伝統行事なども取り入れながら、継続して月2回実施した。 ・地域ボランティアによる「おはなしの森」を9月より月1回、平日来館できない子ども達のために土曜日に実施した。 ・乳幼児向けの「堺図書館の職員によるおはなし会」を小学生向けの「こわいおはなし会」を夏休みに1回実施した。 ・職員の「おはなしたいむ」は、月1回定例開催とした。	B	・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・引き続き、継続して事業を実施していく。
							【ただON】 ・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、継続して事業を実施していく。 ・忠生図書館共催事業「調べてミッション！図書館の本を使ってクイズに挑戦しよう！」については、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、実施できる方法を検討していく。	・月1回ボランティア団体による乳幼児向けのおはなし会を開催し、絵本の読み聞かせや季節にちなんだおはなしなどを提供した。 ・忠生図書館との共催事業「忠生図書館からの挑戦状（※）」を、7月に実施した。 （※「調べてミッション！図書館の本を使ってクイズに挑戦しよう！」から名称変更）	B	・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・引き続き、継続して事業を実施していく。
							【まあち】 ・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、継続して事業を実施していく。	・毎月1回、おはなしボランティア団体「にこぼ」による、手遊び、わらべうた、絵本の読み聞かせなどのおはなし会（乳幼児向け）を実施した。 ・4、6、10、2月に各1回ずつ、中央図書館・さるびあ図書館との共催による乳幼児向けおはなし会を実施した。 ・夏休み期間に1回、さるびあ図書館との共催による小学生向けのこわいおはなし会を実施した。	B	・おはなし会を、ボランティア団体と連携しながら実施する。	・引き続き、継続して事業を実施していく。

基本目標Ⅰ ◎子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
1	5	おはなし会	自由民権資料館まつりのおはなし会(紙芝居上演)	自由民権資料館	小中保	町田の郷土史に興味を持ってもらうために、「町田の民話」の紙芝居等を実施する。	・イベントや体験講座において町田の郷土史に興味を持ってもらえる図書の活用を目指す。	・イベントや体験講座において町田の郷土史に興味を持ってもらえる図書を紹介する。	・町田の郷土史に興味を持ってもらえるように、8月5日開催の体験講座や、7月22日～9月3日の期間で開催した企画展「町田のおカインさん」展において、子ども向けの歴史書籍を紹介した。	B	・イベントや体験講座において町田の郷土史に興味を持ってもらえる図書の活用を目指す。	・引き続き、イベントや体験講座において町田の郷土史に興味を持ってもらえる図書を紹介する。
1	6	おはなし会	「きしゃポッポ」等での読み聞かせ	生涯学習センター	乳保	「きしゃポッポ」、「ハバと一緒にきしゃポッポ」、親子対象のイベント等の保育を伴う事業において、読み聞かせや絵本の紹介を行う。	・「きしゃポッポ」、「ハバと一緒にきしゃポッポ」において、毎回読み聞かせ、紹介を行う。 ・大型絵本を活用する。	・「きしゃポッポ」、「ハバと一緒にきしゃポッポ」において、読み聞かせや紹介、絵本の展示を続けて行きたい。また、引き続き大型絵本も活用したい。	・毎月テーマに沿った2冊を選び、「きしゃポッポ」、「ハバと一緒にきしゃポッポ」で紹介し、読み聞かせを行った。 ・2冊のうち1冊は大型絵本を活用することとし、読み聞かせの際、親子で楽しみやすいように工夫をした。 ・事業実施時には展示も行った。	B	・「ハバと一緒にきしゃポッポ」において、毎回読み聞かせ、紹介を行う。 ・大型絵本を活用する。	・「ハバと一緒にきしゃポッポ」において、読み聞かせや紹介、絵本の展示を続けていく。また、引き続き大型絵本も活用する。 ・町田市生涯学習センター運営見直し実行計画に基づき、事業の種類や回数は見直しを行っている。
1	8	ブックトーク	ブックトーク	図書館	幼小中	普及・継続に向けて、ブックトークのノウハウ共有とスキル向上を図る。 より効果的なPRに努める。	・市内全域の小学校等地域にPRする。 ・全館でブックトークを再開する。	・全館の「児童担当者による打合せ」を実施し、市内全域にPRできる方法を検討する。 ・依頼に基づき、ブックトークを実施する。	・2024年2月に行った打ち合わせでは他の案件を優先して検討したため、2024年度改めてPR方法について検討することとした。 ・依頼に基づき、以下のとおり、ブックトークを実施した。 【中央図書館】 ・7月14日「藤の台小学校(6年生)」:2クラス64名参加 ・12月15日「藤の台小学校(4年生)」:3クラス74名参加 ・1月18日「鶴川第一小学校(6年生)」:4クラス133名参加 【金森図書館】 ・1月25日「南第四小学校(1年生)」:3クラス83名参加 ・2月22日「南第四小学校(支援級 1・2年)」:18名参加 ・1月25日「南第四小学校(3年生)」:3クラス97名参加 【忠生図書館】 ・12月12日「図師小学校(5年生)」:3クラス96名参加 ・12月21日「図師小学校(3年生)」:3クラス88名参加 ・2月7日「忠生小学校(5年生)」:2クラス57名参加 ・2月26日「忠生小学校(3年生)」:3クラス85名参加	B	・ブックトークを事業として位置づけ、実施の在り方について検討する。	・ブックトークの効果的な実施方法について、検討を行っていく。
1	9	ブックリスト	図書館のおすすめブックリスト	図書館	乳幼小中保	＜赤ちゃん向け＞ 「あかちゃんとのしむえほん」 ＜幼児向け＞ 「ほんのたからじま 3・4・5さい」 ＜小学生向け＞ 「本のたからじま」(学年ごと) その他、新しい本からおすすめ「みんなでよう子どもの本」、「YA通信」等を発行する。	・継続して発行し、関係部署等に配布する。	・「ほんのたからじま 3・4・5さい」を、引き続き保育園・幼稚園に配布する。 ・「みんなでよう子どもの本(総集編)」を、4/23子どもの読書週間に合わせて子ども関係施設に配布する。 ・22年度も継続して、「みんなでよう子どもの本」、「YA通信」等を発行する。 ・「しん1ねんせい用本のたからじま」を学校に送付し、入学式で配布するよう依頼。 ・「みんなでよう子どもの本」を2回発行し、子ども関係施設にて配布する。 ・「YA通信」を5回発行し、市内の全中学校・公立高校、私立学校等37校、子どもセンター等へ配布。	【中央図書館】 ・「ほんのたからじま(3・4・5さい)」を、全市立保育園に配布し、私立保育園及び幼稚園には園長会で案内した。 ・「しん1ねんせい用本のたからじま」を図書館で利用券を作成(更新)した新1年生に558部配布した。 ・「みんなでよう子どもの本」2022年度版総集編を、印刷部数を調整して、子どもの読書週間に合わせて子ども関係施設に配布した。 ・「みんなでよう子どもの本」188号、189号、190号を発行した。 ・「YA通信」254号から261号まで発行し、市内の全中学校・公立高校、私立学校等37校、子どもセンター等へ配布した。 【金森図書館】 ・図書館見学の時に配布した。 【堺図書館】 ・みんなでよう子どもの本2019年及び2020年度版を、相原小学校2年生へ図書館見学の際に59部配布した。	B	・継続して発行し、関係部署等に配布する。	・地域からの依頼に基づき、継続して図書館見学や職場体験を開催する。 ・「ほんのたからじま 3・4・5さい」を、引き続き保育園・幼稚園に案内及び配布する。 ・「みんなでよう子どもの本」については、作成方法の見直しを検討し、あわせて利用者に効果的に届くように検討を行う。 ・2024年度も継続して、「YA通信」等を発行し、市内の全中学校・公立高校、私立学校等37校、子どもセンター等へ配布する。
1	10	子ども向け読書活動普及事業	ことばらんどショートショートコンクール (旧:町田市創作童話コンクール)	文学館	小中	青少年の創作活動の機会提供の一環として、子どもたちの豊かな人間性を育むことを目的として行っている「ことばらんどショートショートコンクール事業」を実施する。	・青少年の文学に触れあうきっかけとなるよう、引き続き「ショートショートコンクール」を実施する。 ・1,100編の応募数を目指す。	・多くの児童・生徒に応募してもらえるよう出張授業で創作の楽しさ、方法を伝える。 ・効果的なPR活動を行い「ショートショートコンクール」の認知度を高める。	・市内小中高生を対象に「ことばらんどショートショートコンクール2023」を実施。小学生404編、中学生552編、高校生46編の総数1,002編の応募があった。 ・コンクールの審査委員長を務める田丸雅智氏本人の指導による「ショートショート書き方講座」12回(参加生徒数350名)をはじめ、文学館職員による書き方講座を計11回(小学校6回、中学校3回、高等学校2回)開催し、延べ800名の生徒の受講があった。 ・2022年度受賞作品の展示を中央図書館、ポプリホールで実施した。	B	・コンクールへの応募総数1,050編を目指す。	・引き続きコンクールへの応募を促すため、各校担当教員等への積極的なPRと書き方講座の実施、受講を促す。 ・市内施設等での受賞作の展示等を実施し、コンクールのPR活動に努める。

基本目標Ⅰ ◎子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
1	11	子ども向け読書活動普及事業	図書館のイベント・講座	図書館	乳幼小中	「一日図書館員」、「図書館の達人養成講座（まちクエ）」のような参加・体験型イベント、「まちだ図書館まつり」等の図書館事業を行う。	・新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、各館でイベントを実施する。	・「一日図書館員」や「まちクエ」の参加者が増えるような工夫をし、引き続き体験型イベントの開催を行う。 ・「まちだ図書館まつり」のようなイベントを企画する団体の活動支援ができるよう体制を整える。	【中央図書館】 ・児童向けイベントとして「クイズラリー」にんきものをさがせ！、「まちクエキッズ」を実施した。 ・中学生から大学生までを対象とした図書館員を体験できるイベント「一日図書館員」を4回実施し、16名の参加があった。 ・中央図書館内を巡って謎を解くイベント「まちクエ2023」を8月1日から8月31日まで実施し、50名の参加があった。アンケート回答者50名、内イベント対象学年は14名だった。 ・若者に図書館でのイベントの企画・運営を行ってもらい、図書館利用の促進を図ることを目的とした、「図書館プランナー（図書館イベントボランティア）」の募集を9月1日から開始した。登録者数は3月末で14名。 【鶴川図書館】 ・夏休みイベント「にんきものをさがせ！」を実施した。 【金森図書館】 ・夏休みイベント「ようかいそうせんきょ」、「ようかいをさがせ！」を実施した。 【堺図書館】 ・開館40周年イベント「いきものをさがせ！」を実施した。 【忠生図書館】 ・夏休みイベント「ひつじちゃんをさがせ！」、「としょかんまじよからのちょうせんじょう！」を実施した。 ・POPコンテストは324名からの応募があり、第1次審査は図書館職員、第2次審査は各館来館者・書店の来店者・地域文庫運営者の投票により、最優秀賞1名、優秀賞1名が決定。また、図書館協議会委員による投票で図書館協議会賞1名、応募作品全体から図書館長特別賞1名選ばれた。入賞作品はしおりにして、市内各所に配布した。	B	・各館でイベント引き続き実施する。	・イベントの参加者が増えるような工夫をし、引き続き体験型イベントの開催を行う。 ・子ども・若者が参画できるような取組を検討・推進する。
1	12	子ども向け読書活動普及事業	文学館のイベント・講座	文学館	乳幼小中	文学館の特徴をいかした、子ども対象の講座等を実施する。	・子ども達の「文学の扉」となる事業を、年齢に応じたプログラムで実施する。 ・子ども達に「創作」の機会や専門家から直接指導を受けられる体験の場を提供する。	・引き続き、子ども達の「文学の扉」となる事業を、年齢に応じた内容を工夫し実施する。	・子どもの年齢に応じた絵本の読み聞かせやわらべうたの事業として、「ちんぷいふい」（0・1歳児対象）を23回、「2歳児あつまれ！」を4回、「3・4歳児あつまれ！」を4回実施し、それぞれ513名、31名、16名の参加があった。 ・小学生を対象に、野外に赴いて吟行を行う俳句教室「俳句でハイク」を春季（5月から7月）と秋季（10月から12月）に行い、春季には延べ27名、冬季には29名の参加があった。 ・絵本原画を中心とする夏季展の開催時期に併せて保育園・幼稚園の団体観覧者を募り、5施設から0歳から5歳児を中心に計140名（引率者を含む）の見学者を数えた。 ・秋季展のプレイベントとして、芹ヶ谷公園での屋外型絵本読み聞かせを実施し、延べ17名の親子が参加した。 ・文学系YouTuberスケザネ氏を招聘し、読書に関心のある10～20代向けの読書講座「10代・20代のためのスケザネ図書館」を開催し、8名の参加があった。	B	・子ども達の「文学の扉」となる事業を、成長過程や年齢に応じたプログラムで実施する。 ・子ども達に「創作」の機会や専門家から直接指導を受けられる体験の場を提供する。	・子どもの発育に応じたおはなし会を定期的を実施し、親子のコミュニケーションを通じて「ことば」への関心を育てる。 ・一部事業見直しを行い、新たな担い手の確保とより魅力的なプログラムの提供を目指す。 ・屋外への吟行を実践し、「ことば」のリズムと創作の楽しさを体験する機会となる俳句教室を年2回（春・秋）開催する。 ・夏季（子ども向け）展覧会の開催に併せ、保育園・幼稚園施設から団体観覧者を積極的に誘致し、子ども達に文学に触れあう機会を提供する。

基本目標Ⅰ ◎子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
1	13	子ども向け読書活動普及事業	図書館見学の受け入れ(利用ガイダンス、施設見学)	図書館	幼小中	学校等からの見学ツアー等を受け入れ、図書館の利用方法、図書館の行っている仕事等を広める。	・依頼に基づき継続して受け入れていく。	・地域からの依頼に基づき図書館見学を開催する。	・地域からの依頼に基づき、以下のとおり実施した。 【中央図書館】 ・7月7日「高ヶ坂小学校(2年生)」:当日猛暑のため中止 ・10月5日「町田第二小学校(2年生)」:58名参加 ・10月13日「町田第一小学校(2年生)」:5名参加(地域探検活動) ・10月25日「町田第二小学校(3年生)」:106名参加 ・10月31日「つくし野小学校(3年生)」:69名参加 【さるびあ図書館】 ・6月14日「町田第一小学校(2年生)」:58名参加 ・6月16日「町田第一小学校(2年生)」:60名参加 【鶴川図書館】 ・10月18日「鶴川第四小学校(2年生)」:24名参加 【金森図書館】 ・10月25日「小川小学校(2年生)」:59名参加 ・12月4日「南第三小学校(2年生)」:61名参加 【木曾山崎図書館】 ・6月14日「七国山小学校(2年生)」:28名参加 ・6月15日「七国山小学校(2年生)」:26名参加 ・6月16日「七国山小学校(2年生)」:26名参加 ・10月13日「本町田小学校(2年生)」:37名参加 ・10月20日「本町田小学校(2年生)」:29名参加 ・10月27日「東京都立町田の丘学園(3年生)」:12名参加 【堺図書館】 ・10月10日「相原小学校(2年生)」:64名参加 【忠生図書館】 ・9月13日「忠生小学校(2年生)」:36名参加 ・9月27日「山崎小学校(6年生)」:5名参加(職場体験) ・10月10日「図師小学校(2年生)」:90名参加 ・11月24日「忠生小学校(特別支援学級)」:21名参加 ・12月6日「山崎小学校(2年生)」:43名参加	B	・依頼に基づき継続して受け入れていく。	・地域からの依頼に基づき、継続して図書館見学や職場体験を開催する。
1	14	子ども向け読書活動普及事業	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て推進課	乳保	0歳で新規に「マイ保育園」登録とした赤ちゃんには絵本を配布する。絵本に関しては、図書館と連携して0歳向けのものを選定する。	・マイ保育園登録につながるよう、勧奨訪問で登録を勧めていく。	・引き続き、0歳でマイ保育園新規登録者には、絵本を配布していく。	・1,253冊の絵本を0歳のマイ保育園新規登録者に配布した。 ※マイ保育園とは、地域の家庭が近隣の保育園を「かかりつけ保育園」として登録し、気軽に相談できるような子育て支援のこと。	B	・マイ保育園登録につながるよう、勧奨訪問で登録を勧めていく。	・引き続き、0歳のマイ保育園新規登録者には、絵本を配布していく。
1	15	子ども向け読書活動普及事業	イベント等における本の活用	生涯学習センター	乳幼小中保	イベントや講座等を開催する際に、テーマや対象にあった本を展示・紹介する。	・本の展示、紹介を行う内容を含む事業を企画・実施する	・平和祈念事業や講座において、本の展示や紹介を行う内容を含めて、企画・実施したい。	・平和祈念事業において、子ども向け紙芝居の読み聞かせを行った。 ・家庭教育支援学級において、受講生同士が絵本を持ち寄って、紹介・情報交換し合う時間を設けた。 ・市民大学「まちだの福祉」において公開講座「絵本とジェンダー ～社会と「わたし」を映すメディアの世界～」を実施し、ジェンダー平等の視点で絵本を紹介する講座を行った。	B	・講座やイベントにおいて、本の展示や紹介を行う内容を含めて、企画・実施する。	・講座やイベントにおいて、本の展示や紹介を行う内容を含めて、企画・実施する。
1	16	子ども向け読書活動普及事業	母子バッグへのおすすめ絵本リスト同封	保健予防課	乳保	母子手帳と一緒に配布される母子バッグに、赤ちゃんにおすすめの絵本のリストを入れる。	・赤ちゃんにおすすめの絵本を紹介し、絵本に親しんでもらう。	・妊娠届出/転入の妊婦に対して、「おすすめ絵本リスト」を封入した母子バッグの配布を行う。	・年間を通し、妊娠届出の妊婦及び転入の妊婦に対し、「あかちゃんとのしむ絵本」を封入した母子保健バッグを配布。(妊娠届出:2177件、転入:236件)	B	・赤ちゃんにおすすめの絵本を紹介し、絵本に親しんでもらう。	・引き続き、妊娠届出または転入の妊婦に対して、赤ちゃんにおすすめの絵本のリストを母子保健バッグに封入して配布する。
1	17	各学校での読書活動	各校特色のある読書活動	学校・指導課	小中	教育課程「指導の重点」に明記し、市立小・中学校においてそれぞれ特色ある読書活動に継続的に取り組む。	・教育課程「指導の重点」に位置付けた、各校の特色ある読書活動を推進する。	・特色ある読書活動に取り組んでいる学校の実践例を研修等で紹介できるように、情報収集を行う。	・第3回学校図書館担当者研修会を木曾中学校で行い、読書活動の推進を図る実践例等について紹介、共有することができた。	B	・教育課程「指導の重点」に位置付けた、各校の特色ある読書活動を推進する。	・特色ある読書活動に取り組んでいる学校の実践例を研修等で紹介できるように、情報収集を行う。

総括	A評価	B評価	C評価	16
	0	16	0	

基本目標Ⅱ ◎いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
2	1	図書資料の充実	えいごのまちだ	図書館	乳幼小中	町田市が取り組む「えいごのまちだ」事業を推進し、英語の児童書を充実する。	・電子書籍サービスの音声付き電子書籍Read・Along(リード・アロング)と、多読コーナーの周知を図る。	・引き続き、英語多読につながる図書の購入を進め、まだ多読コーナーを設置していない館にも設置するようにする。 ・ふるさと納税の寄付金対象事業となったため、多くの支援を受けるための宣伝に力を入れる。	・多読コーナーに設置する児童用英語教材や英語絵本の選定及び発注について、選書担当と共に打合せ・本の検討を行った。 ・英語多読講演会として、8月26日(日)「もっと英語多読が楽しくなる!」、11月12日(日)「英語多読への招待～図書館の森に多読の木を植えよう～」を開催した。 ・親子で参加する英語絵本の読み聞かせ講演会、2月11日(日)「子どもと一緒に英語絵本を読もう!」を開催した。	A	・電子書籍サービスの音声付き電子書籍Read・Along(リード・アロング)と、多読コーナーの周知を図る。	・英語多読につながる図書の購入を進め、英語多読コーナーの周知に努める。 ・ふるさと納税対象事業であるため、支援を受けるための宣伝に力を入れる。
2	2	図書資料の充実	図書館児童資料	図書館	乳幼小中	図書館において、児童・生徒の興味関心や調べ学習に対応できる蔵書構成、資料の充実に努めるとともに、引き続き幅広いニーズに迅速に応えられるよう、情報収集に努める。	・カウンター業務における読書相談を丁寧に行い、利用者のニーズを把握する。	・引き続き選定会議で、現物を見たうえで、新刊の内容を確認してから発注する。 ・カウンター業務における読書相談を丁寧に行い、利用者のニーズを把握する。 ・ビジネスチャットの活用について、担当者打合せ等で検討。	【中央図書館】 ・選定会議で、現物を見たうえで、新刊の内容を確認してから発注した。 ・カウンター業務における読書相談を丁寧に行い、利用者のニーズを把握し、おはなし会の開催時間を変更した。 ・ビジネスチャット等を活用して連絡事項等のやり取りを行えるようになったので、資料を選定する際の活用方法について、引き続き検討する。 【金森図書館】 ・乳幼児向け絵本や、紙芝居など利用の多いものを購入した。 ・利用頻度の高いものは買換えをし、状態の良い資料の提供を心がけた。 【堺図書館】 ・堺図書館及び移動図書館の利用ニーズを考慮して、乳幼児の絵本や優しい知識の本を購入した。 ・現代の子どもたちの利用ニーズを考慮し、知識のシリーズ本を最新の増補改訂版に買い替えをした。	B	・館で行っているカウンター業務における読書相談を活用し、館の利用者のニーズではなく、市立図書館の情報として把握する仕組みを構築する。	・カウンター業務における読書相談の活用方法を全館の担当者の打ち合わせで検討する。
2	3	図書資料の充実	公立保育園および地域子育て相談センター	子育て推進課	乳幼小	引き続き、絵本の状況確認を行いながら、必要に応じて本の購入や図書館の再利用本活用で資料の充実を図る。また図書館の団体貸出もあわせて利用する。	・子ども達に絵本に触れる機会を多く作っていく。	・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、活用を検討していく。	・園児が図書館に赴き、団体利用貸し出しを34回利用した。 ・園児は自分で好きな絵本を選ぶ楽しさを味わうことができた。 ・保育園では絵本を購入し、園児がいつでも手に取れる環境を整えたことで、園児の興味関心を更に広げることができた。	B	・子ども達に絵本に触れる機会を多く作っていく。	・自分で興味のある本を選ぶ楽しさを感じられるよう、図書館の利用を進めていく。 ・再利用図書の活用を行い、園内の貸し出し本の充実を図っていく。
2	4	図書資料の充実	学童保育クラブ	児童青少年課	小	事前にリスト等で選定した再利用本を年代別にし、計画的に受入れる。団体貸出では、年代別のおすすめ等をパッケージ化することで利用の促進を図る。	・再利用本を活用し蔵書を増やす。 ・定期的に団体貸出を利用し、おはなし会や読み聞かせで活用する。	・利用者や地域の方から提供される再利用本を活用する。 ・定期的に団体貸出を活用し、お話し会や読み聞かせで活用する。	・学童保育クラブの利用者や子どもセンターから提供される再利用本を活用することで、図書の充実を図った。 ・指定管理者が運営する学童保育クラブにおいては、図書館から提供される再利用本を活用したほか、17のクラブが団体貸出も活用したことで、おはなし会や読み聞かせの内容を充実させて開催することができた。	B	・再利用本を活用し学童保育クラブの蔵書を充実させることで、児童の発達に応じた図書に触れ合う機会を増やす。 ・定期的に団体貸出を活用し、おはなし会や読み聞かせを充実した内容で開催する。	・利用者や地域の方から提供される再利用本を活用する。 ・図書館において定期的に実施する団体貸出を活用し、おはなし会や読み聞かせを充実した内容で開催する。

基本目標Ⅱ ◎いつでも身近なところに本がある環境作り

基本 目標	通し 番号	取組 グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
2	5	図書資料 の充実	子どもセンター	児童青少年課	幼小中	事前にリスト等で選定した再利用本を年代別にし、計画的に受入れる。団体貸出では、年代別のおすすめ等をパッケージ化することで利用の促進を図る。	・再利用本を活用し蔵書を増やす。 ・子ども委員会や来館者の子どもたちからリクエストを募り、図書の充実を図る。	・利用者や地域の方から提供される本、再利用本や団体貸出を活用する。 ・子ども委員会や来館者の子どもたちからリクエストを募り、図書の新規購入を行う。	・図書館の団体貸出を利用し、絵本や大型絵本、紙芝居を乳幼児事業で活用した。 ・読み聞かせのプログラムで好評だった本を選び、新規購入を行った。 ・利用者アンケートおよび子ども委員の希望をもとに本を選び、新規購入を行った。	B	・再利用本や団体貸出を活用し、図書の充実を図る。 ・図書の新規購入の際は、子ども委員会や来館者の子どもたちからリクエストを募り、子どもの意見を反映させる。	・引き続き、利用者や地域の方から提供される本、再利用本や団体貸出を活用する。 ・子ども委員会や来館者の子どもたちからリクエストを募り、図書の新規購入を行う。
2	6	学校図書館 の整備	「学校図書館活動の手引き」	学校・指導課	施	活用状況を把握するとともに研修等の内容に反映させ、普及・啓発を図っていく。	・「学校図書館活動の手引き」を活用し、学校図書館の効果的な活用を図る。	・研修等で活用についての状況調査を行い、注目が高い内容について、研修の内容や講師の選定にも活用する。	・第1回学校図書館担当者研修会において、「学校図書館活動の手引き」を活用して研修を行った。また、各学校の具体的な取組については、情報交換の時間を設けて、よい実践を共有することができた。	B	・「学校図書館活動の手引き」を活用し、学校図書館の効果的な活用を図る。	・第1回目の研修で、「学校図書館活動の手引き」について周知するとともに、各学校の取組について情報交換を行う。
2	7	学校図書館 の整備	学校図書館の蔵書整備	学校・指導課	小中	組織的・計画的な選書、調和のとれた蔵書の構成方法について留意しながら、考慮し、学校図書館資料の充実を図る。	・組織的・計画的な選書、調和のとれた蔵書の構成方法について留意しながら、学校図書館資料の充実を図る。	・図書の選定については、学校の図書担当の教員が十分理解しておく必要がある。2022年度については年度の早い段階で司書教諭や図書担当教員に蔵書の構成方法について周知を図る。	・図書の選定、蔵書の構成方法や廃棄規程について、教育総務課と連携し、年度当初に恊研修で実施した学校図書館担当者研修会で説明することができた。	B	・組織的・計画的な選書、調和のとれた蔵書の構成方法について留意しながら、学校図書館資料の充実を図る。	・図書の選定については、学校の図書担当の教員が十分理解しておく必要がある。 ・2024年度についても、年度の早い段階で図書担当教員や図書指導員に教育総務課とも連携し蔵書の構成方法や廃棄基準などについても周知を図る。
2	7	学校図書館 の整備	学校図書館の蔵書整備	教育総務課	小中	組織的・計画的な選書、調和のとれた蔵書の構成方法について留意しながら、考慮し、学校図書館資料の充実を図る。	・学校図書更新比率の現状把握。 ・町田市立学校図書館図書廃棄基準策定の検討。	・引き続き学校図書館図書標準の達成を支援するとともに、蔵書数を維持できるよう予算の確保に努める。 ・今後も各校の学校図書館の蔵書数や学校図書館図書標準の達成状況を確認する。	・学校図書館図書標準の達成を支援するとともに、適正な蔵書数を維持できるよう、学校規模に応じた予算配当を行い、全校で図書標準を達成した。 ・各学校図書館の蔵書数や学校図書館図書標準の達成状況を確認した。 ・学校図書館図書廃棄規程(案)を作成した。	B	・学校図書館図書標準全校達成。 ・学校図書更新比率全国平均以上の達成校31校。 ・町田市立学校図書館図書廃棄基準の策定。	・各学校図書館の蔵書数を確認し、引き続き学校図書館図書標準および学校図書更新比率全国平均以上の達成に向けて支援する。 ・関係部署や学校からの意見を取り入れながら、町田市立学校図書館図書廃棄基準を策定する。
2	8	学校図書館 の整備	学校図書館支援貸出	図書館	小中施	図書館から学校図書館への貸出のしくみを改善するなど、支援方法を見直す。	・学校図書館支援に関するアンケート調査の結果を活用して、支援方法の検討を行う。	・引き続き各学校への支援方法を検討する。 ・「テーマ別貸出セット」の充実に向け、引き続き資料の追加購入を進めていく。	・引き続き各学校へ学校図書館支援貸出を実施した。 ・学校図書館支援貸出を利用しやすくするために、「テーマ別貸出セット」として、「じどうしゃくらべ」や「伝統工芸」などのテーマで追加購入を行った。	B	・学校図書館支援貸出を通して、各学校への支援を行い、学校図書館との連携を進めていく。	・追加購入した「テーマ別貸出セット」や新たに作成した「学校支援おすすめリスト」などを各学校へ周知することで、学校支援貸出の活用を進めていく。

基本目標Ⅱ ◎いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
2	9	情報の発信(保護者向け)	「子育てひろばカレンダー」の発行	子育て推進課	保	保育園で実施している子育てひろばに関する情報誌「子育てひろばカレンダー」に、図書館で開催しているおはなし会情報を掲載している。毎月25日に発行し、市内約160箇所で配布している。	・親子がおはなしに触れる機会を発信していく。	・引き続き、図書館からの原稿掲載依頼に対応していく。	・「子育てひろばカレンダー」に図書館のおはなし会を町田地域、南地域、堺地域が各12回、鶴川地域が20回、忠生地域が22回。計78回掲載している。 ・「子育てひろばカレンダー」の冊子を165箇所で配布している。 ・「子育てひろばカレンダー」は「子育てサイト」にも掲載しており、「子育てサイト」のQRコードチラシを56箇所に配布している。	B	・親子がおはなしに触れる機会を発信していく。	・引き続き、図書館のおはなし会を子育てひろばカレンダーに掲載していく。
2	10	情報の発信(保護者向け)	「生涯学習NAVI」の発行	生涯学習センター	保	市民が参加できる講座・講演会、イベント情報を集めた情報誌「生涯学習NAVI」の中で、読書や読み聞かせに関する講座、おはなし会の情報を発信する。	・引き続き、読書や読み聞かせに関する講座、おはなし会等の情報を分かりやすく発信する。	・図書館、文学館の情報だけではなく、まちライブラリーなどさまざまな地域団体や教育機関等に情報提供を呼び掛け、情報の充実を図る。	・子どもとその保護者を対象とした、おはなし会や紙芝居や絵本、ことば遊びのイベントの情報を28件掲載した。 (春2,000部・夏1,650部、秋号1,485部、冬号1,800部を各市内公共施設や相模原市・大学・専門学校等で配布)	B	・引き続き、読書や読み聞かせに関する講座、おはなし会等の情報を分かりやすく発信する。	・引き続き、図書館や文学館の情報だけではなく、まちライブラリーや柿の本文庫など、さまざまな地域団体や教育機関等に情報提供を呼び掛け、情報の充実を図る。
2	11	情報の発信(保護者向け)	まちだ子育てサイトの活用	子ども総務課	保	「おはなし会」等のイベントや子どもの読書活動推進普及に役立つ情報を掲載する。	・引き続き、各施設で行われている「おはなし会」等のイベントの情報を発信する。	・引き続き、各施設で行われているイベントの情報を、分かりやすく見やすく伝えていく。	・庁内への周知及び掲載の呼び掛けを行うことで、子どもやその保護者向けのイベント情報の充実を図った。 ・誰もが情報を見やすく、探しやすいよう、サイト機能の検討を行った。	B	・引き続き、各施設で行われている「おはなし会」等のイベントの情報を発信する。	・子どもやその保護者向けのイベント情報があれば、まちだ子育てサイトに掲載するように、庁内に呼び掛け、情報の充実を図る。
2	12	情報の発信(保護者向け)	図書館ホームページ・Twitter	図書館	保	「おはなし会」等のイベントや子どもの読書活動推進普及に役立つ情報を掲載する。	・子ども読書に関する情報(イベント)をわかりやすく、早く発信していく。	・イベントのお知らせ以外のページ(「みんなでもようこどもの本」の紹介ページなど)のPRを検討する。 ・子育てサイトに「おはなし会」のページを掲載していることをより多くの人に知ってもらうようPRを行う。	・毎月1日と15日に図書館ホームページとX(旧Twitter)にてイベント情報を掲載している。更新回数は、図書館ホームページが258回、X(旧Twitter)が85回。 ・まちだ子育てサイトに「おはなし会」の情報を掲載している。夏休みは各館イベントごとにページを作成した。また、「本のたからじま」「みんなでもようこどもの本」「あかちゃんといっしょに絵本を読んでみましょう」のページを作成した。更新回数は104件。	A	・子ども読書に関する情報(イベント)をわかりやすく、早く発信していく。	・本の紹介ページ等の効果的な周知方法を検討していく。
2	13	情報の発信(保護者向け)	「家庭学習推進の手引き」の提供	学校・指導課	保	全家庭に「家庭学習推進の手引き」を作成し、配付していく。	・家庭でも、親子で本の読み聞かせをしたり、一緒に本を読む時間や場を設定したりするなど、読書に親しむことを啓発する。	・家庭学習の一環として「読書活動の推進」を行うことを継続する。	・「家庭学習推進の手引き」を各学校に展開することができた。 ・市立図書館と連携し、電子書籍サービスの学校での活用を図るため、児童生徒に対し、アカウント配布を行うことができた。	B	・家庭でも、親子で本の読み聞かせをしたり、一緒に本を読む時間や場を設定したりするなど、読書に親しむことを啓発する。	・家庭学習の一環として、「読書活動の推進」を行うことを継続する。 ・中央図書館とも連携し、電子書籍の活用事例等の紹介を行い、クロムブックを用いた家庭での読書活動も啓発する。
2	14	情報の発信(保護者向け)	「本と出会う場所」マップ	図書館	保	本に出会える施設や、おはなし会等を実施している団体の情報を集約した読書マップを2020年に作成・公開する。	・図書館ホームページに掲載している「町田市読書マップ」の修正対応。 ・ホームページ版の掲載内容の充実。	・紙媒体の改訂を行うため、登録施設への現況確認を行い、新規施設のリサーチを行う。 ・ホームページ版については、写真の追加等各施設の魅力が伝わるようなページづくりを検討する。	・読書マップについて、さらに内容の充実を図るため、今後のあり方について検討した。	B	・読書マップの内容を充実させていく。	・引き続きホームページ版については、写真の追加等各施設の魅力が伝わるようなページづくりを検討する。

総括	A評価	B評価	C評価	15
	2	13	0	

基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の配置と育成

基本目標	通し番号	取組グループ	取り組み	担当課	対象	内容	2023年度目標	2023年度取組	2023年度取組結果	自己評価	2024年度目標	2024年度取組予定
3	1	施設運営職員の育成研修	学校図書館担当者研修	学校・指導課	施	図書指導員・学校司書が司書教諭等と連携して円滑な図書館運営を図れるよう、学校ごとの組織的・計画的な蔵書管理、調和のとれた蔵書や環境整備、学校図書館を活用した学習等、学校図書館を充実していくための研修を行う。また、図書指導員間での情報共有を行う。	・図書指導員と学校の図書担当が連携して、学校ごとの組織的・計画的な蔵書管理、調和のとれた蔵書や環境整備の研修を計画・実施する。 ・図書指導員間での情報共有を取り入れた研修の場の設定を行う。	・図書指導員と学校の図書担当が連携して、学校ごとの組織的・計画的な蔵書管理、調和のとれた蔵書や環境整備の研修を計画・実施する。 ・図書指導員間での情報共有を取り入れた研修の場の設定を行う。	・1回目の学校図書館担当者研修を悉皆研修とし、読書活動の充実に向けた実践事例の共有や学校図書館担当教員と図書指導員との連携について、研修を行うことができた。	B	・図書指導員と学校の図書担当が連携して、学校ごとの組織的・計画的な蔵書管理、調和のとれた蔵書や環境整備の研修を計画・実施する。 ・図書指導員間での情報共有を取り入れた研修の場の設定を行う。	・図書指導員と学校の図書担当が連携して、学校ごとの組織的・計画的な蔵書管理、調和のとれた蔵書や環境整備の研修を計画・実施する。 ・図書指導員間での情報共有を取り入れた研修の場の設定を行う。
3	2	施設運営職員の育成研修	新任教諭への図書館研修	学校・指導課	施	研修を通して、専門性が深まるように啓発していく。	・授業内容の充実を図るために図書館の図書支援サービスの活用を啓発する。	・初任者等研修の中で、町田市図書館の利用と図書支援サービスについての研修内容を取り入れる。	・1月に実施した初任者等研修の中で、町田市図書館の利用と図書支援サービスについての研修を実施することができた。	B	・授業内容の充実を図るために、図書館の図書支援サービスの活用を啓発する。	・初任者等研修の中で、町田市図書館の利用と図書支援サービスについての研修内容を取り入れる。
3	3	講座	児童文学講座の実施	文学館	保	児童文学への理解を深めることにより、個人の読書行動や子どもの読書に関わる活動に寄与する。	・子どもの読書活動の支援につながる保護者向けの講座の内容を再検討する。	・引き続き、保護者を対象とした絵本や児童文学に関する事業を実施する。	・絵本作家・長田真作氏を招聘し「絵とことば、絵本について」の講演会を開催、39名の参加があった。	B	・引き続き、参加者ニーズと社会状況の変化に応じて、絵本に対する保護者への関心を喚起する講演会の実施を検討する。	・より多くの方に参加してもらえよう、参加者ニーズ、参加資格、講座内容の再検証を行う。 ・絵本作家や絵本づくりに携わる関係者を招聘し、絵本づくりの現場からリアルな声を届けることで、保護者の関心を喚起する。
3	4	ボランティア養成	保護者向け絵本の読み聞かせ講座の実施	図書館	保	保育園・幼稚園や小学校で読み聞かせを行っている保護者に対して、絵本の読み聞かせ講座を実施する。	・館ごとに個別で講座を開催するのではなく市立図書館の事業として全館で計画的に実施する。	・「(全館の)児童担当者による打合せ」を実施し、テーマを検討する。 ・館ごとに「基礎編担当」、「実践編担当」とに振り分け講座を開催する。	・2022年度に実施した(全館の)児童担当者による打合せに基づき、以下の講座を開催した。 【さるびあ・堺図書館/会場:中央図書館】 ・6月1日「絵本の読み聞かせ講座～基礎編」:14名参加 【鶴川・金森図書館/会場:金森図書館】 ・6月29日「絵本の読み聞かせ講座～基礎編」:10名参加 【忠生・木曽山崎図書館/会場:忠生図書館】 ・11月21日「絵本の読み聞かせ講座～基礎編」:5名参加 ・2023年度実施した(全館の)児童担当者による打合せで2024年度実施する講座の予定を検討した。	B	・館ごとに個別で講座を開催するのではなく、町田市立図書館の事業として、全館で狙いを定めて講座内容を決定し、実施する。	・全館の児童担当者による打合せを行い、ボランティア講座を含めて、全体でテーマおよび開催時期を定めて、館で担当を振り分けて講座を開催する。

3	5	ボランティア養成	図書館おはなし会ボランティアの養成	図書館	保	ボランティアの更なる活躍のため、レベルアップ研修、おはなし会スキル講習を検討し、実施する。	・館ごとに個別で講座を開催するのではなく市立図書館の事業として全館で計画的に実施する。	・「(全館の)児童担当者による打合せ」を実施し、テーマを検討する。 ・館ごとに「乳幼児ボランティア向け」、「語り手向け」などに振り分け、研修等を開催する。	・2022年度に実施した(全館の)児童担当者による打合せに基づき、以下のとおりボランティア養成講座を開催した。 【中央図書館/会場:中央図書館】 ・10月17・24・31日「おはなし会ボランティア養成講座(乳幼児)」受講者:12名/修了者:10名 ・3月5日「乳幼児ボランティア向け講座(わらべうたであそぼ)」:14名参加 ・2023年度実施した(全館の)児童担当者による打合せで2024年度実施する講座の予定を検討した。	B	・館ごとに個別で講座を開催するのではなく、町田市立図書館の事業として、全館で狙いを定めて講座内容を決定し、実施する。	・全館の児童担当者による打合せを行い、ボランティア講座を含めて、全体でテーマおよび開催時期を定めて、館で担当を振り分けて講座を開催する。 ・引き続きボランティア養成講座を実施する。
3	6	ボランティア養成	文学館おはなし会ボランティアの養成	文学館	保	「ちちんぷいぷい支援隊」メンバーの更なるレベルアップを図るための研修を継続して行う。メンバー以外の子ども読書に関わる人も研修に参加してもらう。	・子どもたちに質の高いおはなし会を提供するため、メンバーの更なるレベルアップを図る研修の機会を設ける。	・継続事業として実施予定。	・ボランティアグループ、保育士を交えた紙芝居、絵本読み聞かせ、わらべうたや手遊びのブラッシュアップ研修を年2回開催し、実演プログラムの振り返りを行った。 ・メンバー同士によるデモンストレーションの回数を増やし、研鑽の機会を設けた。	B	・引き続き、ボランティアメンバーによる実演内容の点検と相互指導の機会を設ける。 ・ボランティアメンバーの新規募集について、検討する。	・外部講師を招聘した研修機会の確保に努める。 ・演者による定期的なプログラムの実演機会を設け、相互に意見交換の場を設ける。 ・事業担当の司書による資料紹介を通して、購入資料の有効活用機会とする。 ・学生ボランティア等の参加について検討する。

総括	A評価	B評価	C評価	6
	0	6	0	

2023 年度取組結果にかかる委員からの質問及び回答

目標番号	取り組み (担当課)	質問	質問への回答
1-1	図書館でのお話し会 (図書館)	【福田比呂子委員からの質問・回答】	
		鶴川図書館でのおはなし会はもちろんですが、リニューアルの前後で利用者数の変化はありましたか？	◇おはなし会について ・乳幼児対象のおはなし会 2023 年 4～6 月…計 6 人 2024 年 4～6 月…計 20 人 ⇒14 人増 ・未就学児から小学生対象のおはなし会 2023 年 4～6 月…計 17 人 2024 年 4～6 月で計 28 人 ⇒11 人増 ◇来館者について 2023 年 4～6 月…計 12, 353 人 2024 年 4～6 月…計 19, 300 人 ⇒6, 947 人増
2-2	図書館児童資料 (図書館)	【福田比呂子委員からの質問・回答】	
		①今春リニューアルの鶴川図書館は、蔵書が激減してしまった。フリースペースを確保するためかもしれないが、その理由を教えてください。 ②大人は予約受け取り機能を使えるが、幼児・児童は主に見て、さわって本を選ぶと思う。絵本・児童書はどのくらい減ってしまったのか。今後増やす予定はあるのか教えてください。	①地域の方々から「もっと座るスペースがほしい。」「子ども達の居場所になるとよい。」などのご意見があったため、コミュニティスペースを創出しました。 また、運営団体の方々が管理できる規模の蔵書数となるようにいたしました。 ②児童書の冊数は、2022 年度と 2023 年度を比較すると、2022 年度は 18, 472 冊、2023 年度は 8, 537 冊と約 1 万冊減っています。理由としましては、汚れたもの、貸出しがなかったものを中心に除籍したためです。 今後は、運営団体が地域の方々から広くご意見をうかがいながら新しい資料の購入について検討する予定です。
2-4	学童保育クラブ (児童青少年課)	【福田比呂子委員からの質問・回答】	
		蔵書を充実することと同時に、児童が図書に触れ合う機会を増やすためにはスタッフへの働きかけも大切だと思います。いかがでしょうか？	学童保育クラブのスタッフ（支援員）は、団体貸し出しを活用するだけでなく、地域の読み聞かせ団体と連携しておはなし会を実施しています。 また市からは、移動図書館の日程表の配布や「読み聞かせ講座」の周知を行う予定です。
2-7	学校図書館の蔵書整備 (指導課)	【福田比呂子委員からの質問・回答】	
		具体的にどのような方法で周知を図られるのでしょうか？ 2024 年度の購入図書の選定は始まっています。	学校図書館担当者研修会を 5 月 2 日（木）に開催し、図書担当教員及び図書指導員と情報共有を行っています。また、「学校図書館活用の手引き」を用いて、「読書センター」、「学習情報センター」としての機能が果たせる、調和のとれた蔵書構成を目指すことを周知しています。 廃棄規準については、同研修会において作成中であることを周知しています。同規準は 2024 年度に策定し、2025 年度からこれに基づく図書の更新に取り組む予定です。



第五次町田市子ども読書活動推進計画 (2025年度～2029 年度)

第五次町田市子ども読書活動推進計画 目次

第1章 町田市子ども読書活動推進計画の概要	5
1 計画の意義と目的	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
4 計画の対象となる子どもの年齢	7
5 推進体制	8
第2章 子ども読書の状況	9
1 国の動向	10
2 東京都の動向	11
3 町田市の現状と課題	11
(1)第四次町田市子ども読書活動推進計画策定後の動向	11
① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の状況	11
② 環境のデジタル化	12
③ 読書環境の充実と取組	12
(2)子ども読書の現状	13
① 第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況	13
② 町田市市民参加型事業評価について	13
③ 町田市の不読率の状況	13
(3)子ども読書の今後の課題	15
① 不読率の低減	15
② 読書環境の整備と機会の確保	15
③ 人材の育成・支援	15

第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 成果指標	22
4 計画の体系	23
第4章 計画の取組	25
1 取組一覧	26
2 個別の取組	28
<参考資料>	41
関連法など	42
委員名簿	53
計画策定の検討経過	55
【コラムなど】	
電子書籍サービスについて	8
図書館プランナーやってます！	16
図書館プランナーに聞いてみました！	17
コラボ特集	21
みんなが読めるアクセシブルな本	24
YA って知ってる？	32
本と出会える場所	39



第１章 町田市子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の意義と目的

読書活動について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（２００１年公布・施行）では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」（一部抜粋）としています。

町田市では、このような子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市子ども読書活動推進計画を策定しています。

第一次町田市子ども読書活動推進計画（２００５年度～２００９年度）は、「町田市子どもマスタープラン（２００４年１２月策定）」の一部※として策定され、現在まで５か年計画として策定を行っています。第一次計画では、子どもが読書に親しむために、

- ①子ども達が読書に親しむために、いつでも身近なところに本がある環境作りをしていきます。
- ②子どもの読書に関わる人がいること、その人に子どもの本の知識があることはとても重要です。そのため人材の育成、配置に努めます。

を掲げ、①②に基づいて取組を進めました。

第二次計画（２０１０年度～２０１４年度）では、第一次計画の基本的な考え方を継承・発展させることとし、計画の構造が不明確だったため、「基本理念」と３つの「基本目標」を定めました。

基本理念「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標１：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標２：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標３：子どもの読書に関わる人の配置と育成

第三次（２０１５年度～２０１９年度）・第四次計画（２０２０年度～２０２４年度）はこの基本理念・基本目標を引継ぎ、子ども読書活動を推進してきました。

第四次計画が２０２４年度末で終了となることから、引続き子ども読書活動を推進していくため、国や東京都の状況を踏まえて、新たに第五次町田市子ども読書活動推進計画を策定しました。

※ 第二次計画からは、独立した計画として策定しています。

2 計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と、自治体の子どもの読書活動の状況を踏まえ、都道府県及び市町村は計画を策定するよう努めることとなっています。

また、上位計画である「町田市教育プラン24-28」と、連携・整合性を図っていきます。子どもの総合的な計画である「町田市子どもマスタープラン25-34」とは、連携関係にあります。

3 計画の期間

2025年度から2029年度までを計画期間とします。

【計画期間】

(年度)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
国				第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (子ども読書活動推進基本計画) 2023～2027年度							
東京都		第四次東京都子供読書活動推進計画 2021～2025年									
町田市					町田市教育プラン24-28 2024～2028年度						
	第四次計画町田市子ども読書活動推進計画 2020～2024年度					第五次計画町田市子ども読書活動推進計画 2025～2029年度					

【連携計画】

町田市子ども
マスタープラン25-34

4 計画の対象となる子どもの年齢

0歳から18歳までの子どもたちを対象とします。

5 推進体制

「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」※において、関連部署・施設等と子どもの読書活動の取組について進捗状況を確認・点検し、その後の子ども読書活動や計画の見直しに活用します。また、最新の子どもの読書活動の状況について情報交換を行います。

毎年度作成する取組状況報告書については、図書館ホームページに公開しています。

※ 町田市子ども読書活動推進計画推進会議は、「町田市子ども読書活動推進計画」を効果的に推進するために設置されている会議です。会議は市民の代表9人と、市の関係部門4課の課長、図書館長の14人で構成されており、市民と行政と一緒に委員として協議しています。



コラム

電子書籍サービスについて

市立図書館は、電子書籍サービスを2022年10月18日から開始しました。電子書籍サービスとは、電子書籍をスマートフォン、タブレット、パソコン等の端末を介して読むことができるサービスです。これにより、24時間365日いつでも・どこでも本を借りることができます。さらに音声読み上げ機能や拡大機能を使用することで、より多くの方が本に親しめる環境となりました。

2023年9月には、全市立小学校・中学校の児童・生徒にIDを付与し、子どもたちがタブレット端末から電子書籍サービスを利用できるようになりました。学校での活用を進めるため、同時アクセスが可能な電子書籍※1を導入し、授業や朝読書など学校での読書活動を推進していきます。

また、電子書籍サービスでは英語多読※2にも役立つ、音声付き電子書籍「Read-Along」を導入しています。子どもたちが英語に親しむ機会の充実につながることを期待しています。

※1 1点の電子書籍を、複数のアカウントで同時に閲覧することが可能です。

※2 「英語多読」とは、絵本などの絵の多いものから順に、少しずつ文字数の多い本を読んでいくことで、英語を英語のまま理解できるようになる学習法です。①辞書は引かない、②わからないところは飛ばす、③合わなくなったらやめる、の多読三原則に沿って、自分に合ったレベルの英語の本をたくさん読むことで英語力を身につけていきます。

～ 電子書籍サービスのご案内 ～

【利用対象】

利用券をお持ちの町田市在住・在勤・在学の方

【ID・パスワード】

ID：利用券番号8桁

パスワード：生年月日8桁（例）2016年1月6日⇒20160106

【貸出】

3点まで、14日以内（貸出手続きから336時間以内）

※予約がない場合に限り1回まで延長可

【予約】

3点まで、取置期間は貸出可能になった時間から3日間（72時間）

【電子書籍サービス～Read-Along】



電子書籍サービスキャラクター「ブックロー」

フクロウの子ども。

特徴：羽毛は黄色で嘴はペパーミント色。丸い眉がチャームポイント。

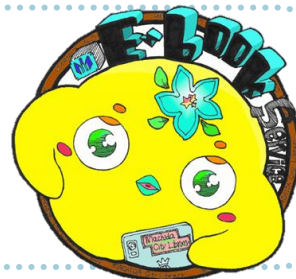
好きなこと：本を読むこと、知らないことを知ること

嫌いなこと：早起き

友達：カワセミ三兄弟

口癖：「…なんと！」

得意技：でんぐり返し





第2章 子ども読書の状況

1 国の動向

国は、2023年（令和5年）3月に、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

国の第五次計画は、子どもの読書活動の現状^{※1}として、小学生・中学生・高校生ともに1か月間の平均読書冊数では、2001年（平成13年）^{※2}よりも2022年（令和4年）の方が多いが、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下、不読率）については、第四次計画の数値目標にいずれの学校段階でも到達しなかったとしています。

目標に到達しなかった要因として、「新型コロナウイルスの感染拡大」を挙げ、各学校の臨時休業や図書館の臨時休館・開館時間の短縮等により「本」に子どもたちがアクセスしにくい状況が影響を与えた可能性を示しています。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）」の制定^{※3}や、教育や社会のデジタル化など、第四次計画からの社会情勢の変化も踏まえ、第五次計画の基本的方針を、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進、としてすべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

【1か月間の平均読書冊数】

1か月間の 平均読書冊数	小学生	中学生	高校生
2001年度値 (平成13年度)	6.2冊	2.1冊	1.1冊
2022年度値 (令和4年度)	13.2冊	4.7冊	1.6冊

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

不読率	小学生	中学生	高校生
第四次計画目標値	2%以下	8%以下	26%以下
2022年度値 (令和4年度)	6.4%	18.6%	51.1%

出典：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

※1 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）

※2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」は2001年に策定されました。

※3 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（2019年6月施行）は、障がいの有無にかかわらずすべての人が同じように読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

2 東京都の動向

東京都は、2021年（令和3年）3月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

東京都の第四次計画は、子どもの読書活動の状況^{※1}として、第三次計画の目標である小学生・中学生・高校生の不読率が数値目標^{※2}まで到達しなかったこと、特に高校生での改善が進まないことから、国の第四次計画を踏まえ、乳幼児期からの読書習慣を形成する必要性を述べています。また、本を読まなかった理由として「読むことに興味がない」、「読みたい本がなかった」の回答が多いことから、読書への意欲や関心を高めるような働きかけが引き続き必要としています。

これらの課題と社会情勢の変化を踏まえて、第四次計画では基本方針を、①乳幼児期からの読書習慣の形成、②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、④読書の質の向上、として計画で目指すものとしています。

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

不読率	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
第三次計画目標値 2019年度 (2013年度比3割減)	1.8%	3.8%	9.2%	22.3%
2019年度値 (令和元年度)	2.9%	4.2%	9.9%	30.6%
第四次計画目標値 2025年度 (2013年度比5割減)	1.3%	2.7%	6.6%	15.9%

小学校全体で2%以下を目指す

出典：第四次東京都子供読書活動推進計画（東京都教育委員会）

※1 令和元年度 「児童・生徒の読書活動状況等に関する調査」（東京都教育委員会）

※2 第三次計画では不読率を、2013年度（平成25年度）比で2019年度（令和元年度）に3割減、2023年度（令和5年度）に半減させるとしています。

3 町田市の現状と課題

（1）第四次町田市子ども読書活動推進計画策定後の動向

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の状況

第四次町田市子ども読書活動推進計画は2020年2月に策定され、同年4月から計画期間が始まりました。同時期に世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市立図書館も完全休館期間が約2か月間ありました^{※1}。休館の間は、図書館ホームページに「自宅で楽しめるインターネットのデジタル資料・動画・キッズページのご紹介」の掲載を行うなど、図書館でできることを検討しました。図書館サービスの

再開は予約資料の受渡しから段階を経て行われ、徐々にイベントや館内座席数の制限などを緩和し、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにともない、通常の図書館運営に戻りました。

② 環境のデジタル化

そのような状況の中、生涯学習総務課では2019年度から構築を進めていた、町田デジタルミュージアム^{※2}を2022年4月から全面公開しました。市立図書館でも社会環境に対応したサービスとして、2022年10月に電子書籍サービスを導入し、利用者の利便性の向上を図りました。

学校では、GIGAスクール構想^{※3}に基づく、ICT環境の整備が全国で推進されました。市では、2020年度までに市内公立小学校・中学校に在籍する児童生徒に1人1台のタブレット端末の配備と、小学校・中学校における高速通信環境の整備が完了し、2021年度からは使用を開始しています。ICT環境が整ったこともあり、市内公立小学校・中学校で市立図書館の電子書籍サービスを活用する検討を行い、2023年3月には、つくし野小学校、木曽中学校に先行導入しました。その結果、多くの児童・生徒が利用したことを踏まえて、2023年9月から市内公立小学校・中学校全校の児童・生徒を対象に、電子書籍サービスIDの付与を行いました。

③ 読書環境の充実と取組

町田第一中学校の図書室は、愛称を「ここまちベース」^{※4}として2022年8月から地域利用を開始し、市立図書館では読書環境を充実させる取組として、久美堂本町田店で本の受渡しサービス^{※5}を2023年5月から開始しました。

高校生・若者世代への取組の一つとしては、図書館や読書を楽しんでもらうことを目的に「図書館プランナー（イベントボランティア）」^{※6}を募集し、高校生・若者世代自身でイベントを企画・運営するという取組を2023年11月から始めました。

※1 市立図書館では、2020年4月8日（水曜日）から5月31日（日曜日）の間、完全休館していました。

※2 インターネットを通じて町田の歴史をわかりやすく紹介するデジタルアーカイブです。2019年度から構築を進め、部分公開をしてきましたが、2022年4月に全面公開し、町田市を代表する考古・歴史・民俗資料を、いつでも、どこでも、見るできるようになりました。

※3 2019年12月に文部科学省が発表した教育改革案。「Global and Innovation Gateway for All」の略。全国の児童・生徒1人に1台情報通信端末（パソコンやタブレットなど）の配布、高速大容量ネットワークの整備等を掲げています。

※4 2022年8月から町田第一中学校では、特別教室の地域利用を開始しました。市内在住、在勤、または在学している小学生以上の方（未就学児の方は、保護者同伴であれば利用可）であれば、自由に本の閲覧や自主学習等を行うことができます。

※5 リクエストした図書館資料の受け取り、リクエスト用紙の提出、資料の返却ができます。

※6 P16 コラム「図書館プランナーやってます！」参照。

(2) 子ども読書の現状

① 第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況

第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況については、2022年度の実績評価^{※1}で、A・Bの評価を併せて全体の約89%となり、概ね計画通りに進んでいます。C評価の取組については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等からの事業再開の遅れや、事業への参加人数の少なさが見られました。2022年度実績全体としては、おはなし会やイベント等で、配慮が必要な場面はありましたが、新型コロナウイルス感染症以前の状況に戻ってきています。

② 町田市市民参加型事業評価について

図書館に関しては、2019年度に行われた高校生評価人も参加した町田市市民参加型事業評価で、図書館の改善について「図書館は、市民に学習機会を提供する市の大事な公共施設である。そのため、できるだけ幅広い世代、特に若い世代にも活用、認識してもらえよう、周知を適切に行ってほしい。」との意見がありました。

若者向けの事業として、中央図書館では、「TEEN LIBRARY」^{※2}や、土・日・祝日に集会室を中学生・高校生向けグループ学習室「わいわいキャレル」として開放するなどの事業を行っていますが、その他にも自習^{※3}スペースを求める声があります。中央図書館とさるびあ図書館には、自習もできる読書室を設けていますが、地域館ではスペース上の問題から難しい状況です。しかし、限られたスペースの中でも、時代のニーズに合わせてできることの検討を行っていく必要があります。あわせて若者向けの事業についても、周知や若者自身が企画・運営を行う取組に力を入れていく必要があります。

③ 町田市の不読率の状況

東京都の調査^{※4}によると、不読率は学年が上がるごとに上がっていきます。傾向としては、東京都も町田市も同様です。中学生が1か月に本を1冊も本を読まなかった理由の多くは、「読みたい本がなかったから」、「本を読むことに興味がないから」です。読書習慣を身に付けることはもちろんのこと、本を読むきっかけや面白いと思う本と出会うことが必要です。次に多い理由は、「本を読む時間がなかったから」になります。多忙な学生生活でも、隙間の時間に気軽に本が読めるような環境が必要です。

また、本を読むことが好きな子どもの割合は、学年が上がるごとに下がっていきます。1か月に本を1冊も本を読まなかった子どもと同じように、読書習慣を身に付けることや、子どもの興味を引く取組など、本を読むことが好きでいてもらえるような取組を考えていく必要があります。

※1 取組目標の記載は、2022年度実績から実施。各課が当年度の取組目標を立て、実績に基づきA・B・C評価を付けています。

※2 P32コラム「YAって知ってる？」参照。

※3 ここでの自習は、図書館資料を利用せずに、自分の参考書などを持ち込んで勉強することをいいます。

※4 令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

2022年度 (令和4年度)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
町田市	1.6%	2.6%	8.3%	8.7%	8.1%	12.8%
東京都	4.5%	4.4%	4.6%	4.4%	5.1%	7.9%

2022年度 (令和4年度)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
町田市	12.5%	12.8%	13.3%
東京都	7.4%	10.3%	12.4%

【本を読まなかった理由】

自治体・学年		読みたい本が なかったから	本を読む時間が なかったから	本を読むことに 興味がないから
東京都	中学1年生	45.1%	24.4%	53.7%
	中学2年生	50.3%	28.5%	56.1%
	中学3年生	47.5%	39.2%	51.0%
町田市	中学1年生	40.9%	9.1%	63.6%
	中学2年生	61.9%	33.3%	57.1%
	中学3年生	52.2%	34.8%	52.2%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）
※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まない。

【本を読むことが好きな子どもの割合】

2022年度 (令和4年度)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
町田市	69.1%	61.4%	44.4%	42.1%	40.7%	30.7%
東京都	60.2%	52.6%	44.9%	43.2%	40.4%	36.0%

2022年度 (令和4年度)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
町田市	29.5%	24.4%	27.7%
東京都	31.3%	29.3%	33.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

(3) 子ども読書の課題

① 不読率の低減

第五次町田市子ども読書活動推進計画では、1か月に本を1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）を下げ、本を読むことが好きな子どもの割合を上げることが必要です。そのためにも、成長段階に応じた本の紹介やおはなし会などの今まで行ってきた取組を、より充実させる必要があります。小さい頃から本にふれあい、読書習慣を身に付けることで、子ども自身で自分に合った本を選べるようになると、興味の幅も広がると考えられます。さらにこれからは、子どもたちが読書に興味を持ち続けられるようにすることが必要です。子ども・若者自身がイベントを企画するなど、同世代が興味を持つような取組が重要です。

② 読書環境の整備と機会の確保

子どもがいつでも・どこでも本が読めるような読書環境が、整っていることが理想です。昨今の多忙な学生生活を考えると、スマートフォンで読むことができる電子書籍サービスの利用を勧めることも考えられます^{※1}。国の計画でも、子どもの視点（同世代の若者で行う取組や子ども・若者の意見の取入れなど）とあわせて、デジタル社会への対応が求められています。

その他にも、多様な子どもたちの読書機会の確保が求められています。文字を読むことが難しい子どもや外国にルーツのある子どもなどの多様な子どもたちに対して、子どもたちの状況に応じてさまざまな「本（電子媒体の本、LLブック^{※2}のような理解がしやすい本、やさしい日本語で書かれている本など）」があります。そういった媒体にとらわれないアクセシブルな「本」の整備や、多くの人にアクセシブルな「本」の存在を知ってもらうことが必要です。

③ 人材の育成・支援

上記のような、子どもが本に出会うきっかけの提供や、いつでも本が読める環境を支えるためにも、読書活動に関わる人材が重要になります。学校での業務や地域のボランティア、家庭での読み聞かせなど、成長段階に応じた読み聞かせや本の紹介などに取組むことで、子どもの読書活動を広げ、支えてくれています。そういった人々の研修やフォローが大切になります。

※1 内閣府「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットの利用している機器は、スマートフォン中学生78.9%・高校生97.9%、契約していないスマートフォンは中学生13.4%・高校生7.6%となっています。

※2 P24コラム「みんなが読めるアクセシブルな本」参照。



コラム

図書館プランナーやってます！

図書館プランナーは、図書館のイベントや、やってみたいことの企画・運営などを行う、15歳(中学生を除く)から25歳までのイベントボランティアになります。2023年11月から中央図書館で活動を始めました。

第1弾の企画として、2024年5月に「本の福袋」を企画しました。「本の福袋」とは、袋の中に何の本が入っているのか分からない状態で借りていただく企画です。図書館プランナーが選んだ推し本を、本人たちが描いたPOPを頼りに、気に入った袋を借りていただきます。福袋を借りた方からは、「福袋をきっかけに新しい出会いがあって良かった」、「どんな本が入っているのだろうとワクワクしました」との嬉しい感想をいただきました。

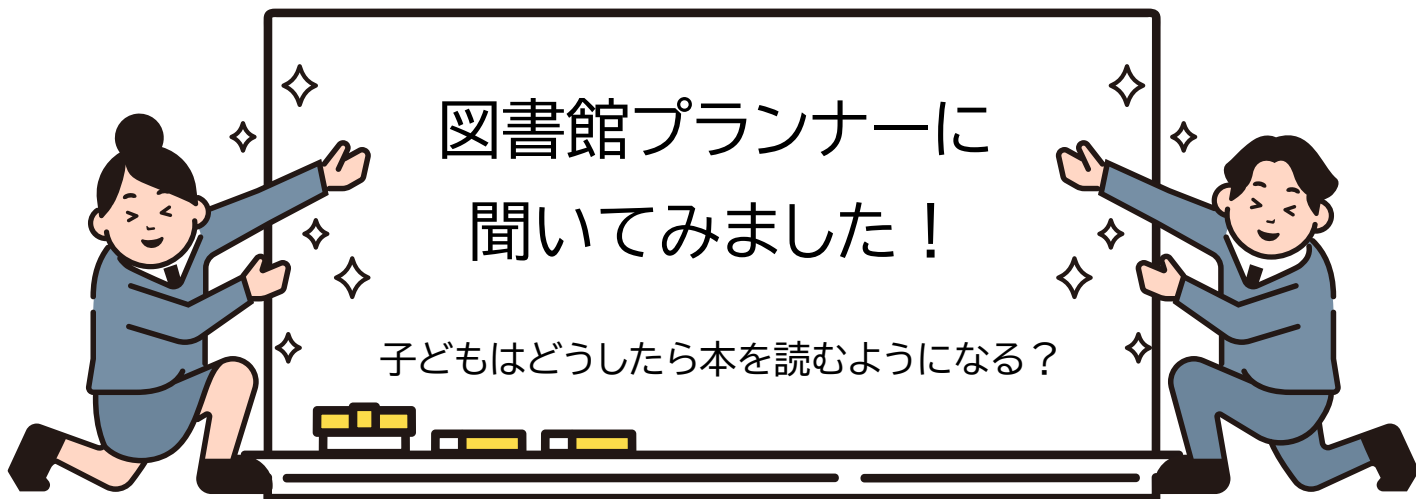
「自由な発想で、図書館でやってみたいことをやろう」というコンセプトで、少しずつ活動を進めています。プランナー同士でプレイベントを行ってイベントの検討を行っていますので、みなさんとイベントで会える日を楽しみにしています！

【「本の福袋」企画】



【図書館プランナー活動中】





①

みんなは何きっかけで本を読むようになった？

親が本を読むのをみていたし、家に本がたくさんあった

ドラマやアニメ等から興味を持って原作を読むようになった

ドラマや映画・ゲームから興味を持って原作を読むようになった

小さい頃やっていたアニメを見て、原作を読んだ

小学校では、授業で読書の時間(図書の時間)や朝読があったら本を読んだ

中学校・高等学校になるとそういう時間がなくなるんだよね～！

②

じゃあ、どうすればみんな本を読むようになるかな？

家に本があると、自然と読むようになる

昔のように外で紙芝居を行う！

図書の時間や朝読の時、学校図書館におすすめ本や特集があると選びやすいよね

③

まわり(環境)に本があったり、本にふれる機会があったりすると良いいことかな？



ちなみに、どんな図書館なら来たいかな？

アニメやドラマの聖地巡礼
の対象になる

イベントを開催する

有名人を呼ぶ

学校図書館は、司書さん
と仲良くなって行くように
なった

雑誌の付録コーナーや
アイドルのコーナーなどが
あると良い

アイドルやアニメなどの推し
活に役立つ雑誌があると良い

CD・DVD が増えると良い

図書館には趣味や推し活に役立つものが欲しいんだね！

事



みんなの本を選ぶ決め手は何？

帯！（何万部発行・
〇〇大賞受賞・△△で評判
など）

主人公の性格（ちょっと
読んでみた印象）

口コミやレビューを調べたりする

流行ってる本（X・Instagram・
SNS・ニュースなど）

本の表紙（デザイン・タイトルなど）

事

結構、見た目や流行は重要事項！図書館で借りて読んでから、欲しい本だけ買うな
んて意見もあって、そんなところはしっかりしてるよね！

事

図書館プランナーの意見は図書館や色んな人たちに伝えて、計画作りに活
かします。貴重な意見をどうもありがとう！！



第3章 計画の基本的な考え方



～ 計画中の用語について ～

この計画における用語の定義は以下の通りとします。

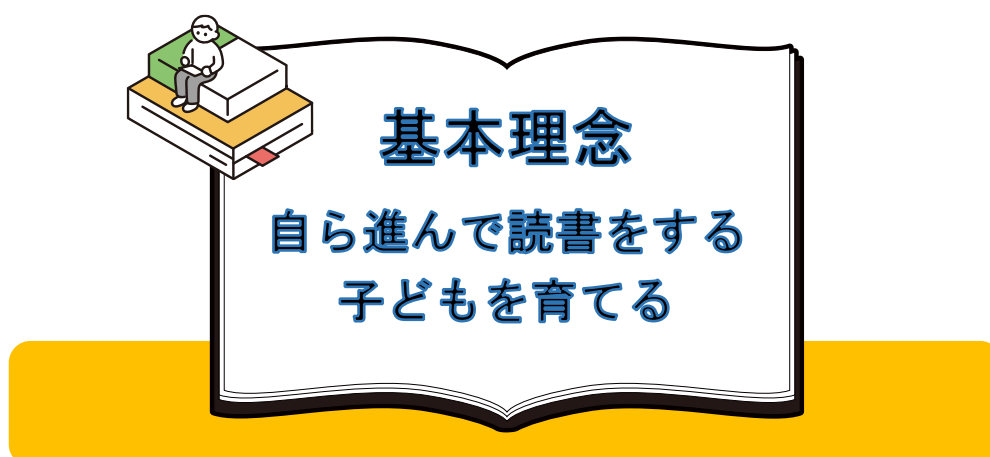
【本（書籍・図書）】

「本」には、新聞、雑誌、チラシ、インターネット記事は含まない。
文字のない絵本や、図鑑は「本」に含む。また、媒体は問わず、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデイジー、点字、音訳されたものも含むものとする。

【読 書】

本（書籍・図書）を読むこと。「読書」には教科書、参考書、マンガは含まない。
読み聞かせも「読書」とする。

1 基本理念



現在、子どもたちを取巻く社会環境は目まぐるしく変化しています。多くの情報から必要なもの、正しいものを自分で選び、再構築できる力が必要となっています。読書は、読解力・想像力・思考力・表現力等を養い、これからの社会で必要とされる能力を育むのに、最適な手段と考えられます。自ら進んで読書することで、「町田市教育プラン24-28」に掲げる「学び続ける力」が身に付き、生涯を通してさまざまなことを学ぶことで、自身のウェルビーイングの向上につながっていきます。

そのためにも、家庭や地域、学校等が連携・協働することで、社会全体で一体的、魅力的に子ども読書活動を実施していくことが必要です。

2 基本目標

基本目標Ⅰ：子どもが本と出会うきっかけ作り

読書習慣は乳幼児期から身に付けていくものです。子どもたちに「読書は楽しい」と感じてもらえるよう、成長段階に応じて子どもの興味を引く取組みを行い、読書習慣につながるようにすることが大切です。また、不読率の高い高校生世代には、同年代と一緒に参加し楽しめる取組みも必要です。

子どもたちが「お気に入りの本」に出会えるよう、本に触れあえるさまざまな機会を提供していきます。

基本目標Ⅱ：いつでも身近なところに本がある環境作り

子どもたちが読書をする環境は、GIGAスクール構想等の社会のデジタル化に対応していくことが求められています。また、文字を読むことが難しい子ども、外国にルーツの

ある子どもなどの多様な子どもたちに対して、読書ができる環境を提供することも求められます。

それぞれのニーズに合わせて、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデイジー※、点字など、さまざまな種類の「本」が選択できるようにしていきます。

また、本の充実だけではなく、子どもたちやその保護者に、本に触れられる場所や機会があることを知ってもらうことも必要です。そのため、子ども向けの読書イベントや、読書活動に関する情報の発信を行っていきます。

基本目標Ⅲ：子どもの読書に関わる人の育成と支援

地域の中で、読書に関わる人の裾野を広げ、活動を活性化していくことで、子どもたちが本に触れる機会が増えていきます。成長段階に応じて最適な本を薦めてくれる人、おはなし会やブックトークで読書の楽しさを教えてくれる人、読み聞かせをしてくれる家族など、施設や地域、家庭でそれぞれ子どもたちの読書環境を支え広めてくれる人を育成・支援していきます。

また、読書活動のための人材の確保や、スキルアップのための研修などを引続き進めます。

※ P24 コラム「みんなが読めるアクセシブルな本」参照。



コラム

コラボ特集

市立図書館では、市役所の各部署とコラボ特集を定期的に行っています。テーマに関連した本を集めて特集コーナーを設けたり、工夫を凝らした展示を行ったりしています。大人も子どもも楽しめるものや、中央図書館の4階大壁面を利用した展示まで、さまざまな特集を行っています。

2023年度は、子どもも楽しめるような「バスの日」、「ごみしゅうしゅうしゃの火事をふせごう!」、「食育月間」などを中央図書館大壁面で行い、子どもや保護者が手に取りやすい児童書を中心に本を集めました。「バスの日」は、バスやのりものの関係の絵本、「食育月間」は、食べ物自体や料理の作り方、お店のはなしなどの児童書・絵本を集めました。

また、移動図書館でも「D-books(D ブックス)※」の特集を行い、子ども向けには、「絵本子どもに伝える認知症シリーズ」や「ヤングケアラー」を扱った児童書などを集めました。

※ 認知症（Dementia）の人やその家族のエッセイ、認知症について説明された本などを通じて、認知症への理解を深めると同時に、認知症の人の想いを届ける取り組みです。

【ごみしゅうしゅうしゃの火事をふせごう!】



【D-books (D ブックス)】

9月は「世界アルツハイマー月間」

D-books
読んでみませんか



町田市では、「認知症とともに生きるまちづくり」をすすめています。
D-books は、認知症（Dementia）の人やその家族のエッセイ、認知症について説明された本などを通じて、認知症への理解を深めると同時に、認知症の人の想いを届ける取り組みです。

【期間】9月15日（金）～10月11日（水）

3 成果指標

本計画の基本理念である「自ら進んで読書をする子どもを育てる」を目指すため、成果指標を設定します。

指標は、「児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）」を基に、計画検討時直近の数値と計画期間最後の調査の数値を使用します。読書好きの子どもを増やし、本を読まない子どもの割合を減らすことを目指します。

また、各目標に対しても、取組を毎年度「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」において、進捗状況の確認・点検を行います。

【本を読むことが好きな子どもの割合】

	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	61.4%	40.7%	48.1%	24.4%	27.3%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	67.5%	44.8%	52.9%	26.8%	30.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

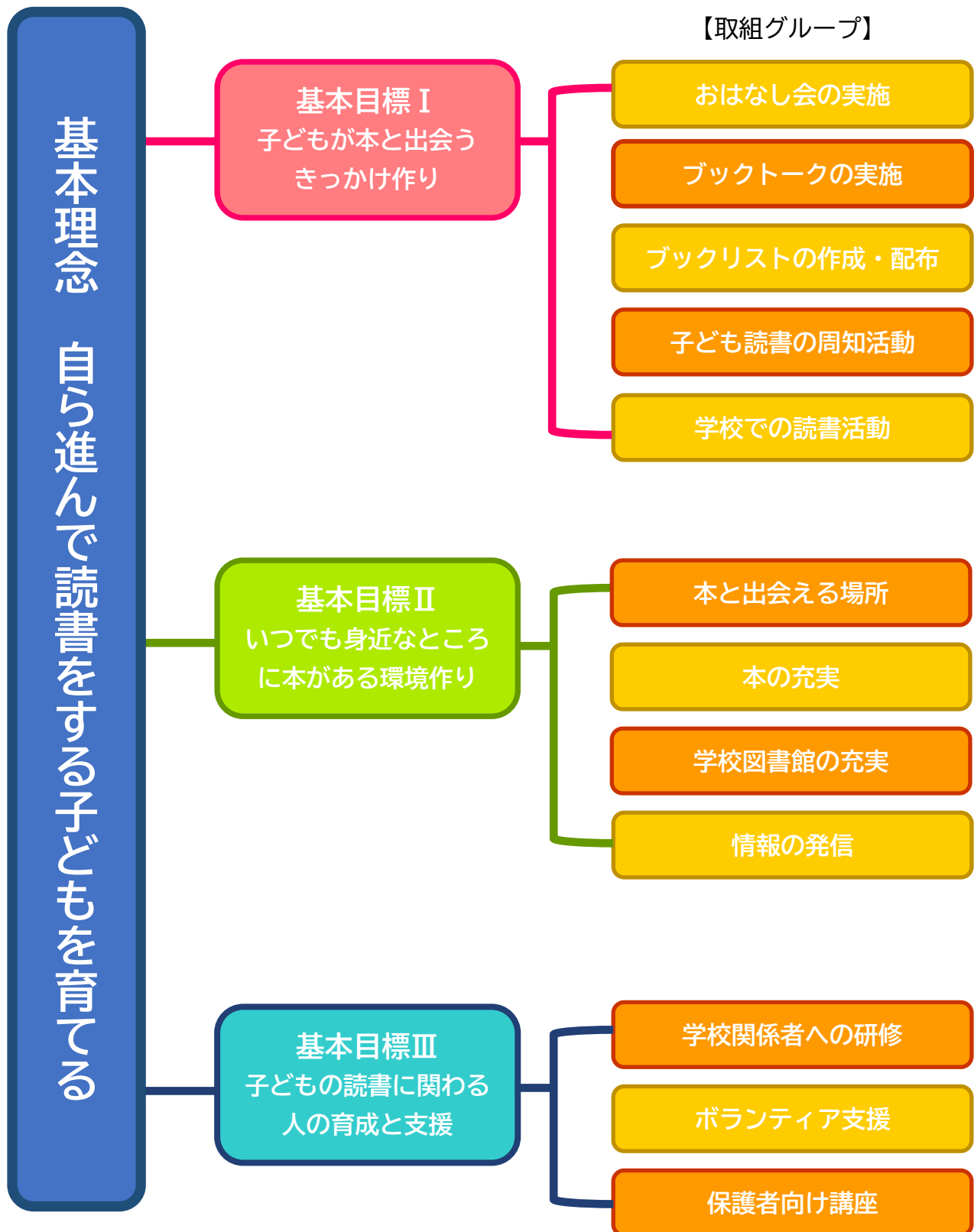
【1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）】

	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	2.6%	8.1%	7.0%	12.8%	12.9%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	2.3%	7.3%	6.3%	12.0%	11.6%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）
※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、
絵だけの絵本や画集は含まない。

4 計画の体系

基本理念・基本目標に基づいた取組が実施されます。取組は取組グループごとにまとめて表示します。





コラム

みんなが読めるアクセシブルな本

2019年6月に「読書バリアフリー法」※1が成立し、すべての人に読書機会の確保が求められています。

身体・視覚に障がいがある、発達に障がいがある、ルーツが外国にあるなど、さまざまな理由で本を読むことが難しい人たちがいます。そういった人たちも読書が楽しめるように設計されている、「アクセシブルな本」があります。「アクセシブルな本」とは「利用しやすい本」という意味です。媒体は紙に限らず、音声であったり、点字で書かれていたり、文言に説明がついていたり、本を読むことが難しい状況に応じた「アクセシブルな本」があります。そういった「本」を利用したい人が、いつでも利用できる環境になるように、多くの人にその存在を知ってもらうことが必要と考えます。

また、通常の本でも拡大読書器や、リーディングトラッカー※2のような読書補助用具を使用すると読みやすくなる人もいます。市立図書館では、「アクセシブルな本」とあわせて、読書が快適になる環境も体験できるようにしていきます。

※1 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。

※2 前後の行を隠すことで、読みたい行だけに集中できる読書補助用具。

～ みんなが読めるアクセシブルな本 ～

■LLブック

「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst（やさしく読みやすい）」の略。文章は分かち書きでふりがながふっており、絵やピクトグラムなどで分かりやすく、誰もが読めるように工夫されている本です。

■点字図書

指で触って読む本です。点字は縦3、横2の6つの凸点で文字を表しています。凸点を維持するため一定の厚さの紙が必要なことと、漢字がないため、点字に翻訳すると多くの冊数が必要になります。

■点字絵本

目が見える人も見えない人も一緒に楽しめるように、点字・点図（凸点を並べて描いた絵や図）が施された絵本です。

■音声 DAISY（デージー）

「DAISY」は、「Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）」の略。目が見えない人や紙で本を読むこと、活字を読むことが難しい人のための「音の本」です。見た目はCDと同じですが、章ごとに区切りがついていて好きなところから再生できたり、聞く速さを変えたりできるように作られています。

■マルチメディア DAISY（デージー）

パソコン等や専用再生機で再生し、音声だけではなく、文字や画像がハイライトされるので、視覚・聴覚から情報を得ることができます。

その他にも、電子書籍サービスでは字を拡大することができます。また、テキスト読み上げに対応しているコンテンツ（本）も多くあり、音声付きのコンテンツやオーディオブックも導入しています。



第4章 計画の取組

1 取組一覧



基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
おはなし会の実施	1		継続	図書館のおはなし会	図書館	○	○	○		○	
	2		新規	文学館のおはなし会	図書館（文学館）	○	○			○	
	3		継続	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課			○			
	4		継続	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	「子育てひろば」のおはなし会	子育て推進課	○	○			○	
ブックトークの実施	6		継続	児童・生徒へのブックトーク	図書館		○	○	○		
ブックリストの作成・配布	7		継続	おすすめブックリスト	図書館	○	○	○	○	○	○
	8		継続	赤ちゃんにおすすめの絵本の紹介	保健予防課	○				○	
子ども読書の周知活動	9	○	継続	図書館のイベント・講座	図書館			○	○		
	10	○	新規	若者の参画イベント	図書館				○		
	11		継続	図書館見学の受け入れ（利用ガイダンス、施設見学）	図書館		○	○	○		
	12	○	新規	移動図書館の出張運行	図書館	○	○	○		○	○
	13	○	継続	文学館のイベント・講座	図書館（文学館）	○	○	○	○	○	○
	14	○	新規	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	図書館（文学館）			○	○		
	15		継続	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て推進課	○				○	
学校での読書活動	16		継続	各校特色のある読書活動	指導課			○	○		

※第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引き続き取組む取組を「継続」としています。

※中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
本と出会う場所	1		新規	町田第一中学校図書室	生涯学習センター	○	○	○	○	○	○
	2		新規	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	市民課（玉川学園駅前連絡所）	○	○	○		○	
本の充実	3		継続	図書館	図書館	○	○	○	○	○	○
	4		継続	子どもセンター	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	公立保育園および地域 子育て相談センター	子育て推進課	○	○			○	
学校図書館の充実	6		継続	学校図書館支援貸出	図書館			○	○		○
	7	○	継続	学校図書館の蔵書整備	教育総務課			○	○		
	8		継続	「学校図書館活用の 手引き」の活用	指導課						○
	9	○	新規	学校図書館の運営人材 の確保	指導課						○
	10	○	新規	電子書籍サービスの 活用	指導課			○	○		
情報の発信	11		継続	図書館ホームページ等 での情報発信	図書館			○	○	○	○
	12		新規	「みんなが読める本」 の周知活動	図書館		○	○	○	○	○
	13		継続	「家庭学習の手引き」 の提供	指導課					○	
	14		継続	「子育てひろばカレンダー」 の発行	子育て推進課					○	

基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の育成と支援

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
学校関係者への研修	1		継続	学校図書館担当者研修	指導課						○
	2		継続	新任教諭への図書館 研修	指導課						○
ボランティア支援	3	○	継続	市民向け絵本の読み聞 かせ講座	図書館					○	○
	4	○	継続	おはなし会ボランティ アの養成講座	図書館					○	○
保護者向け講座	5		継続	児童文学講座	図書館（文学館）					○	○

※第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引続き取組む取組を「継続」としています。

※中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

2 個別の取組



基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

※対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【おはなし会の実施】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－1	図書館のおはなし会	乳幼児向けから小学校低学年向けまで、年齢にあったおはなし会を行い、子どもや保護者におはなしの楽しさを味わってもらいます。 子どもが本に親しみ、本に興味を持ってもらえるように読書の機会を提供しています。	絵本の読み聞かせや紙芝居、語り※を聞いてもらい、親子で楽しく過ごせる時間と場所を提供します。 読書に興味を持ってもらえるように、おすすめ本の紹介や、年齢に応じたプログラムを用意していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小保				

※ 語り手がおはなしを覚えて、絵本や台本を見ずに、聞き手に情景が目浮かぶようにおはなしを語ることです。

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－2	文学館の おはなし会	絵本や紙芝居の読み聞かせ、 わらべうたやことば遊びを通 じた親子のコミュニケーション を促し、「ことばの扉」と なるような事業を行います。	保育士とボランティアの連携 によって、より充実したプロ グラムの提供を目指します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－3	学童保育 クラブの おはなし会	学童保育クラブに入会する子どもたちが、本に親しんでもらえるようにおはなし会を行います。	地域のボランティア団体と連携するほかに、学童保育クラブの指定管理者に図書館の読み聞かせ講座の開催についても周知を行い、おはなし会の充実につなげます。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－4	子どもセンターのおはなし会	子どもセンターに来館する子どもたちに、本に親しんでもらえるよう、地域のボランティア団体と連携しながら、おはなし会を行います。	おはなし会で地域のボランティア団体と連携しながら、おはなし会のテーマに沿った本の紹介をするなど、子どもが本に興味を持てるような環境を工夫します。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－5	「子育てひろば」のおはなし会	乳幼児を対象とした「子育てひろば」※で、絵本の読み聞かせを行います。 また、その年齢にあった絵本や、季節の絵本などの紹介を利用者に行っています。	今後も「子育てひろば」で絵本の読み聞かせを行っていきます。 また、職員だけではなく、「子育てひろば」の利用者が読み手となるなど、絵本に触れる機会を増やしていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

※ ご家庭で育児をしている保護者を対象に、あそびや育児の情報交換する場です。

【ブックトークの実施】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－6	児童・生徒 へのブック トーク	図書館員が学校へ出向き、学 校の読書活動の一環として、 テーマに沿って本を組み合わ せて紹介するブックトークを 行い、読書の楽しさを伝えま す。 また、図書館の紹介や利用案 内も行っています。	学校からの依頼に応えられる ように、シナリオやスキルを 蓄積、共有し、継続してブック トークを行えるようにして いきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中				

【ブックリストの作成・配布】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－7	おすすめブックリスト	図書館で購入した児童図書の中から、図書館員が選んだおすすめ本を集めて、年代別のリーフレットを作成・配布しています。 それぞれにおすすめ本の簡単な解説を掲載しています。	子どもにどんな本を選べばいいのか困っている保護者や、面白い本がないかと探している子どもたちに向けて、作成・配布していきます。 また、配布効果を検証し、配布先や配布方法を検討していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－8	赤ちゃんに おすすめの 絵本の紹介	出産後の保護者と接する健診 等の機会に、赤ちゃんにおす すめの絵本について情報提供 します。	紹介する時期や媒体など、効 果的な方法を検討しながら行 っていきます。
担当課	保健予 防課			
町田市教 育プラン 24-28				
対 象				
乳保				

【子ども読書の周知活動】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－9	図書館の イベント・ 講座	子ども・若者が読書や図書館 に興味を持つきっかけとなる ような、イベント・講座を行 います。	人気がある「一日図書館員」 のような職場体験イベント以 外についても、参加者が増え るように周知等を行っていき ます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－10	若者の参画 イベント	若者が読書や図書館に興味を持つきっかけとなるように、同世代の若者自身が、自分たちが楽しいと思うイベントの企画・運営を行います。	若者自身が計画し、運営していくことができるようにサポートを行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
中				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－11	図書館見学の受け入れ（利用ガイドンス、施設見学）	学校からの見学依頼を受け、図書館案内や書庫のバックヤード見学などを行い、図書館や本に興味関心を持ってもらいます。	今後も幅広く受け入れていきます。 対象学年に応じて内容を工夫し、図書館や本に興味を持ってもらえるようにしていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I - 1 2	移動図書館 の出張運行	保育園、幼稚園、イベント会場など、子どもが集まる場所に移動図書館の出張運行を行っています。 本の貸出の他、紙芝居やミニおはなし会などを行いながら、本に触れる機会を作ります。	保育園、幼稚園など子どもが集まる場所への出張運行を増やします。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
乳幼小保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－13	文学館の イベント・ 講座	町田市内の小学校・中学校・ 高等学校に在学する生徒を対 象に「ショートショートコン クール」を開催しています。 コンテストを通じて自由に 「書くこと」の楽しさを伝え ます。	コンテストの周知に努めると ともに、コンテストに応募す るための作品の書き方を、担 当職員が出張授業を通じて積 極的に指導します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I - 1 4	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	夏季には絵本作家や子ども向け（主として乳幼児から小学校低学年とその保護者）のテーマを扱った企画展を開催しています。 漫画など文学に隣接するジャンルの展覧会の開催に積極的に取り組んでいます。	展覧会を開催し、子どもたちが本物に触れる機会を提供することで、その魅力を味わう感性を育みます。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－15	マイ保育園 登録時の絵 本配布	マイ保育園※に初めて登録する0歳児のご家庭に、図書館のブックリストを参考に選んだ絵本のプレゼントを行っています。	引続き絵本のプレゼントを行い、マイ保育園の登録を勧めるとともに、絵本を通じて子どもと楽しい時間を過ごせるようにと考えています。
担当課	子育て 推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳保				

※ 家庭で子育てをしている保護者が、市内の保育園や認定こども園に登録をすることで、「育児のかかりつけ窓口」として、気軽に相談ができる子育て支援です。

【学校での読書活動】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I－16	各校特色のある読書活動	学校の教育計画の「指導の重点」に明記して、市立小学校・中学校で、それぞれ特色ある読書活動に継続的に取り組みます。	本の読み聞かせなどの読書集会や、学校行事と結び付けた動機づけを行うなど、読書量の増加や質の向上を行っていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中				



コラム

YA って知ってる？

「YA」とは、「Young Adult(ヤングアダルト)」の略です。中学生・高校生世代を中心とした10代を指しています。言葉としては馴染みが薄い「YA」ですが、市立図書館では子どもから大人になっていく、この時期に適した本の紹介や、イベントなどの「YA サービス」を多く行っています。図書館や読書から離れがちな年代ですが、読書を楽しめるように、また、必要な時には情報を得られるようにさまざまなサービスを提供しています。

～ YA サービスについて ～

【YA コーナー】

中央図書館には「TEEN LIBRARY (YA コーナー)」があり、図書館の本を使って勉強ができるスペースがあります。小説、ライトノベル、雑誌、漫画などありますが、進路を考える本、職業についての本、勉強の役に立ちそうな本など、さまざまな分野の本をそろえています。イラスト好きな方のための書き込みノート「わいわいのおと」も置いてあります。

【わいわいキャレリ】

中央図書館では、土・日・祝日に、6階の集会室を中学生・高校生向けグループ学習室「わいわいキャレリ」として開放しています。1回の利用時間は3時間で、最大4グループまで利用可能です。4階メインカウンターで受付いたします。ご利用には町田市立図書館の利用券が必要です。

【YA 通信】

YA 向け情報誌。不定期発行。新着本やおすすめ本の紹介、イベント情報などを掲載しています。

【YA 向けイベント】

図書館員の仕事を体験できる「一日図書館員」や、図書館の使い方が学べる「まちクエ」、YA 世代向け映画上映会「Y シネマ」などを行っています。

【中央図書館「TEEN LIBRARY (YA コーナー)」】



【中央図書館「わいわいキャレリ」】





基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

※対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【本と出会う場所】

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１	町田第一中学校図書室 ここまちベース	町田第一中学校の図書室「ここまちベース」は、地域の人たちが利用できます。 図書室にある本を読むというだけの場所ではなく、学習支援や各種イベントを行うことで、学びの場、憩いの場、多世代交流の場となっています。	多様な世代の自主的な学びを支援し、地域住民の活動拠点となるような取組を推進します。
担当課	生涯学習センター			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－２	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	児童図書室には、乳幼児向けの絵本から、児童書、紙芝居など約7，０００冊の本があります。 １人４冊、２週間借りることができます。対象は、町田市在住・在学・在勤の方です。	多くの人に利用してもらえるよう、子ども向けチラシを作成するなどＰＲを強化します。 また、特集コーナーを充実させて、本への関心を深められるよう働きかけを行います。
担当課	市民課 (玉川学園駅前連絡所)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小保				

※ その他の本と出会う場所は、P39のコラム「本と出会う場所」で紹介しています。

【本の充実】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－３	図書館	子どもたちに読書を楽しんでもらえるように、蔵書の構成を踏まえて、実際に現物を確認し、内容を精査してから購入しています。 子どもたちの興味を引くような本から、調べ学習に対応できるような本まで、さまざまなニーズに幅広く対応できるようにしています。	図書館でも「えいごのまちだ」に貢献できるように、英語絵本・児童書を充実させていきます。 また、多様な子どもたちの読書環境を整えるため、「やさしい日本語」の本についても検討を行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－４	子どもセンター	子どもセンターばお分館 WAAAOは、「絵本の世界へようこそ」がコンセプトです。 子どもたちに本に親しんでもらえるよう「ドキドキ図書コーナー」のスペースを設置しています。	多くの子どもたちが本を手にとり、本に興味を持ってもらえるように、低い書棚に配架するなどの工夫を行います。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－５	公立保育園 および地域 子育て相談 センター	身近で絵本が借りられるよう、絵本の貸し出しを行っています。 図書館からのリサイクル図書を利用し、本の入れ替えを定期的に行っています。 貸し出しの際には、季節の本や子どもに人気の本を紹介し、興味関心を持ってもらえるように行っています。	引続き絵本の貸し出しを行い、併せて絵本の紹介も行っていきます。 また、地域子育て相談センターでは年齢に応じた絵本の紹介も行っています。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

【学校図書館の充実】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－６	学校図書館 支援貸出	さるびあ図書館を拠点に、学校図書館への支援貸出を行っています。 学校での調べ学習をサポートするため、図書館で必要に合わせた本を選び、配本しています。	テーマ別の貸出セットなどを利用して、スムーズで簡単に支援貸出ができるようにします。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－７	学校図書館 の蔵書整備	児童生徒が本に触れ合う機会を増やし、豊かな知識や心を持つことができるよう、学校図書館図書標準※ ¹ の達成と廃棄規準に基づき、計画的に蔵書の更新を進めていきます。	各学校図書館が十分な蔵書数を確保でき、蔵書の更新が適正に行われるように、引続き学校図書館図書標準および学校図書更新比率※ ² の全国平均以上の達成を目指します。
担当課	教育 総務課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中他				

※¹ 学校図書館に整備すべき本の標準数。

※² 新規に受け入れた本の数と廃棄した本の数を合わせて、年間の蔵書数で割った数。

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－８	「学校図書館活用の手引き」の活用	児童・生徒の読書活動の充実のため、「学校図書館活用の手引き」の活用状況を把握し、学校図書館担当者研修会の研修等の内容に反映させます。	「学校図書館活用の手引き」を活用し、市立学校図書館の蔵書および運営の充実を行っていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－９	学校図書館 の運営人材 の確保	学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討するとともに、「小・中学校モデル事業」を行います。	学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討します。 併せて、学校図書指導員に加えて司書、司書補または司書教諭の資格を有する方を巡回型職員として任用するなどの検討を行い、モデル事業を進めていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１０	電子書籍サービスの活用	学校図書館の機能充実を行うため、学校では市立図書館の電子書籍サービスを活用します。	市立小学校・中学校に通う全児童・生徒に配布している電子書籍サービスのＩＤを活用し、読書習慣の確立につなげていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

【情報の発信】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１１	図書館ホームページ等での情報発信	子どもたちの読書のきっかけや、本との出会いとなるように、イベント（おはなし会など）の情報や、おすすめ本リスト等を、図書館ホームページ、まちだ子育てサイト、X（旧T w i t t e r）でお知らせしています。 また、図書館ホームページでは、本と出会える場所や団体の情報をまとめた「町田市読書MAP」や、学校の先生に向けた「市内小・中学校の先生方へ」など、幅広い情報を掲載しています。	図書館ホームページやまちだ子育てサイトで、情報を分かりやすく発信するため、見やすいページ作りを目指していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中保他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１２	「みんなが読める本※」の周知活動	みんなが読むことができるさまざまな「本」があります。 「本」を必要としている子どもだけではなく、周りの人たちにも知ってもらえるように、周知活動を行います。	紙に文字が印字されている本だけではなく、点字や音声などの本や、ピクトグラムなどで読みやすく工夫されている本など、さまざまな「本」があることを、イベントや研修などで周知していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中保他				

※ 「みんなが読める本」については、P24 のコラム「みんなが読めるアクセシブルな本」で紹介しています。

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１３	「家庭学習の手引き」の提供	「家庭学習推進の手引き」を全家庭に配付し、読書に親しむことを広めていきます。	市立小学校・中学校に通う新１年生の児童・生徒の家庭に「家庭学習推進の手引き」を配付し、子どもたちに読書習慣が身に付くことを目指していきます。 また、「町田市学力向上推進プラン（第４次）」を更に推進していきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ－１４	「子育てひろばカレンダー」の発行	子育てひろばカレンダーを月に１回発行し、子育てひろばやおはなし会などの情報発信を行っています。	子育てひろばカレンダーによる、お話し会などの情報発信を引続き行っています。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保				



基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の育成と支援

※対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【学校関係者への研修】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－１	学校図書館 担当者研修	図書指導員が司書教諭等と連携して円滑に図書館運営が行えるように、蔵書管理、環境整備、学校図書館を活用した学習等、学校図書館を充実させるための研修を行います。また、図書指導員間での情報共有も行っていきます。	学校図書館担当者研修会において、「学校図書館活用の手引き」の周知を行い、手引きに掲載された内容や実践事例を踏まえた研修内容を検討して行います。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－２	新任教諭への図書館研修	新任教諭の読書活動に対する知識が深まるように、図書館研修を行います。	今後の授業に役立つように市立小学校・中学校の新任教諭へ、図書館の図書支援サービス等に関する研修を行います。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

【ボランティア支援】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－３	市民向け絵本の読み聞かせ講座	保育園・保育園等や小学校、学童保育クラブで読み聞かせを行っている保護者等を対象に、絵本の読み聞かせ講座を行っています。 本の選び方や読み聞かせ方の技術向上を目指します。	地域で活動をしている人たちの技術や、意欲の向上につながるような講座を開催し、悩みごとの相談にも応じていきます。 また、講座を開催することで、図書館員のスキルの向上にもつなげていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－４	おはなし会 ボランティアの養成講 座	おはなし会ボランティア養成 講座を開催し、図書館で活躍 するボランティアを新たに育 てます。	おはなし会の実演に加えて、 おはなし会を運営することが できるボランティアを養成し ます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
保他				

【保護者向け講座】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ－５	児童文学講座	絵本作家や編集者等の講演会 やワークショップを通して、 本や本づくりに携わる人たち と交流し、本に対する理解を 深めるきっかけを作ります。	保護者が絵本への理解をより 深める契機を提供すると同時 に、親子が一緒に参加できる 講座の開催を目指します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保他				



コラム

本と出会える場所

市内には学校や保育園・幼稚園等、図書館・文学館以外にも本と出会える場所があります。

子どもが集まる学童保育クラブや、子どもセンター・子どもクラブには、子どもたちが読めるように本があり、おはなし会なども行われています。

公共施設等でも本を借りる・読書ができる場所があります。(玉川学園前連絡所の「児童図書室」、成瀬コミュニティセンターにある地域文庫の「かえで文庫」、町田第一中学校の図書室を一般に開放している「ここまちベース」などがあります。)また、個人や団体が地域の施設などで読み聞かせや本の貸出しを行っている地域文庫や、本を通してコミュニケーションをとったり、本をきっかけに人とつながったりする「まちライブラリー」、「きんじょの本棚」などもあります。

図書館では、図書館を身近に利用してもらうために移動図書館「そよかぜ号」が、2週間に1回定期的に巡回場所に訪れています。その他にも、イベントや保育園・幼稚園等にも訪れて、本に触れるきっかけを提供しています。

そういった本と出会える場所の情報を地図にまとめた「町田市読書MAP」を、作成・配布しています。市立図書館のホームページにも掲載されていますので、ぜひご覧ください。読書体験ができる場所は意外とみなさんの身近にあるかもしれません。

【町田市読書MAP】



【ここまちベース】





< 參考資料 >

関連法など

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十七条）

第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等

の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、

国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要領

平成29年8月1日施行

生涯学習部図書館

第1 設置

町田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を効果的に推進するため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- （１） 計画の進捗状況の検証に関すること。
- （２） 計画の総合調整に関すること。
- （３） 計画の推進に係る情報交換及び連携に関すること。
- （４） 前３号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

第3 組織

- １ 推進会議は、委員１４人をもって組織する。
- ２ 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

第4 委員の任期

- １ 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ２ 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、４回を限度とする。

第5 委員長等

- １ 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- ２ 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- ３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- １ 推進会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- ２ 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

別表（第3 関係）

町田市公立小学校長会の代表 １人

町田市公立中学校長会の代表 １人

町田市立小学校の読書活動に携わる保護者 １人

町田市立中学校 PTA 連合会の代表 1 人
町田市私立幼稚園協会の代表 1 人
町田市法人立保育園協会の代表 1 人
図書館又は学校図書館に係るボランティア 2 人
町田市立図書館協議会の代表 1 人
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部子育て推進課長
教育委員会事務局学校教育部教育総務課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長
教育委員会事務局生涯学習部図書館長

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

第1 設置

第五次町田市子ども読書活動推進計画（以下「第五次計画」という。）の策定に資するため、第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（１）第五次計画の策定に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 生涯学習部図書館長

委員 子ども生活部児童青少年課長

子ども生活部子育て推進課長

学校教育部教育総務課長

学校教育部指導課長

生涯学習部生涯学習総務課長

生涯学習部生涯学習センター長

生涯学習部図書館市民文学館担当課長

第4 委員長

1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議

1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 作業部会

1 委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から指示された事項に関し、情報の収集及び分析、施策及び事業の検討等を行う。

3 作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、２０２３年７月１日から施行する。
- 2 この要領は、２０２５年３月３１日限り、その効力を失う。
(第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領の廃止)
- 3 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領（２０１８年９月１日施行）は、廃止する。

委員名簿

○町田市子ども読書活動推進計画推進会議

【任期 2021 年 11 月 1 日～2023 年 10 月 31 日、2023 年 11 月 1 日～2025 年 10 月 31 日】

選出区分		名 前	備 考
町田市公立小学校長会の代表	南成瀬小学校	吉成 美紀	
町田市公立中学校長会の代表	木曽中学校	梶野 明信	～2024 年 3 月 31 日
町田市公立中学校長会の代表	町田第三中学校	大石 眞二	2024 年 4 月 1 日～
町田市立小学校の読書活動に携わる保護者	町田市公立小学校読書活動に関わる保護者団体の代表	高橋 晃代	2023 年 11 月 1 日～
町田市立中学校 P T A 連合会の代表	小山田中学校	保高 浩子	～2024 年 5 月 31 日
町田市立中学校 P T A 連合会の代表	木曽中学校	兼子 由美恵	2024 年 6 月 1 日～
町田市私立幼稚園協会の代表	きそ幼稚園 園長	櫻井 恵美子	
町田市法人立保育園協会の代表	東平ひまわりこども園 園長	吉川 厚子	～2023 年 10 月 31 日
町田市法人立保育園協会の代表	なごみ保育園 園長	松井 美和	2023 年 11 月 1 日～
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	金森図書館おはなしボランティア、かえで文庫世話人	砂川 とき江	～2023 年 10 月 31 日
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	おはなしポケット	長尾 厚子	2023 年 11 月 1 日～
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	鶴川第三小学校図書指導員	福田 比呂子	
町田市立図書館協議会の代表		鈴木 真佐世	～2023 年 10 月 31 日
町田市立図書館協議会の代表		福田 有美子	2023 年 11 月 1 日～
子ども生活部児童青少年課長		菊地 仁幸	
子ども生活部子育て推進課長		香月 勇人	
学校教育部教育総務課長		高田 正人	
学校教育部指導課長		大山 聡	
生涯学習部図書館長		中嶋 真	

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

【任期 2023 年 7 月 1 日～2025 年 3 月 31 日】

構 成		名 前	備 考
委員長	図書館長	中嶋 真	
委 員	児童青少年課長	菊地 仁幸	
	子育て推進課長	香月 勇人	
	教育総務課長	高田 正人	
	指導課長	大山 聡	
	生涯学習総務課長	江波戸 恵子	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習総務課長	西久保 陽子	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	生涯学習センター長	西久保 陽子	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習センター長	川瀬 康二	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	図書館市民文学館担当課長	野澤 茂樹	

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会員

構 成		名 前	備 考
委員長	図書館長	中嶋 真	
委 員	子ども生活部 児童青少年課学童保育係	栗山 千咲	
	子ども生活部 子育て推進課事業係	櫻井 加代子	
	学校教育部 教育総務課学校運営支援係	山野 景子	
	学校教育部 指導課	安本 典生	
	生涯学習部 生涯学習センター管理係	岡田 勝之	
	生涯学習部図書館 中央図書館サービス係	鷹野 美保子	～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習部図書館 中央図書館サービス係	山田 明樹	2024 年 4 月 1 日～
	生涯学習部図書館 さるびあ図書館サービス係	佐藤 澄枝	
	生涯学習部図書館 町田市民文学館	谷口 朋子	

計画策定の検討経過

会議名	開催日	検討内容
第25回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2023年7月18日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定」について
第1回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2023年8月3日	①第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定について ②子どもの読書活動の現状について ③計画体系（骨子）について
第1回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2023年10月2日 （オンライン開催）	①第1回策定委員会の資料と情報共有 ②基本理念・基本目標（計画骨子）について検討
第2回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2023年11月30日 （オンライン開催）	①第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ②計画の成果指標等について ③コラムについて
第2回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2023年12月27日	①計画骨子と視点について（案） ②計画の取組について ③計画の成果指標・重点取組について ④コラムについて
第26回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2024年1月30日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画」の策定状況について
第3回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2024年3月15日 （オンライン開催）	①計画の章立てについて ②第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ③コラムについて
図書館プランナーミーティング	2024年4月14日	計画についてのヒアリング実施 ～子どもはどうしたら本を読むようになる？～（P17・18参照）
第3回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024年4月25日	①計画の構成について ②第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ③コラムについて
第4回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2024年6月4日 （オンライン開催）	①第3回策定委員会の情報共有 ②第五次町田市子ども読書活動推進計画案について
第4回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024年7月2日	①第3回策定委員会後の修正点について ②第五次町田市子ども読書活動推進計画案について

第 27 回町田市子ども読 書活動推進計画推進会議		
第 5 回第五次町田市子ど も読書活動推進計画策定 委員会		
第 28 回町田市子ども読 書活動推進計画推進会議		

第五次町田市子ども読書活動推進計画概要版

(2025年度～2029 年度)

1 意義と目的

読書活動について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(2001年公布・施行)では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」(一部抜粋)としています。

町田市では、このような子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市子ども読書活動推進計画を策定しています。

2 期間・対象

2025年度から2029年度までを計画期間とし、0歳から18歳までの子どもたちを対象とします。

3 子ども読書の課題

① 不読率の低減

1か月に本を1冊も本を読まない子どもの割合(不読率)を下げ、本を読むことが好きな子どもの割合を上げるための取組が必要です。成長段階に応じた取組や子ども・若者自身がイベントを企画するなど、同世代が興味を持つような取組が重要です。

② 読書環境の整備と機会の確保

子どもがいつでも・どこでも本が読めるような読書環境を整えることや、多様な子どもたちの読書機会の確保が求められています。また、デジタル社会への対応が求められています。

③ 人材の育成・支援

上記のことを行うためにも、読書活動に関わる人材が重要になります。子どもの読書活動を広げ、支えてくれる人々への研修やフォローが大切になります。

4 基本的な考え方

基本理念・基本目標に基づいた取組が実施されます。取組は取組グループごとにまとめて表示します。



基本理念 自ら進んで読書をする子どもを育てる



読書は、読解力・想像力・思考力・表現力等を養い、これからの社会で必要とされる能力を育むのに、最適な手段と考えられます。自ら進んで読書をすることで、「学び続ける力」が身に付き、生涯を通してさまざまなことを学ぶことで、自身のウェルビーイングの向上につながっていきます。

基本目標Ⅰ：子どもが本と出会うきっかけ作り

子どもたちに「読書は楽しい」と感じてもらえるよう、成長段階に応じて子どもの興味を引く取組みなど、本に触れあえるさまざまな機会を提供していきます。

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28 掲載	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
おはなし会の実施	1		継続	図書館のおはなし会	図書館	○	○	○		○	
	2		新規	文学館のおはなし会	図書館（文学館）	○	○			○	
	3		継続	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課			○			
	4		継続	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	「子育てひろば」のおはなし会	子育て推進課	○	○			○	
ブックトークの実施	6		継続	児童・生徒へのブックトーク	図書館		○	○	○		
ブックリストの作成・配布	7		継続	おすすめブックリスト	図書館	○	○	○	○	○	○
	8		継続	赤ちゃんにおすすめの絵本の紹介	保健予防課	○				○	
子ども読書の周知活動	9	○	継続	図書館のイベント・講座	図書館			○	○		
	10	○	新規	若者の参画イベント	図書館				○		
	11		継続	図書館見学の受け入れ（利用ガイダンス、施設見学）	図書館		○	○	○		
	12	○	新規	移動図書館の出張運行	図書館	○	○	○		○	○
	13	○	継続	文学館のイベント・講座	図書館（文学館）	○	○	○	○	○	○
	14	○	新規	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	図書館（文学館）			○	○		
	15		継続	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て推進課	○				○	
学校での読書活動	16		継続	各校特色のある読書活動	指導課			○	○		

※中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

※第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引続き取組む取組を「継続」としています。

基本目標Ⅱ：いつでも身近なところに本がある環境作り

デジタル化への対応や、多様な子どもたちに対して読書ができる環境を提供することが必要です。また、それらの情報発信を行っていきます。

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28 掲載	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
本と出会える場所	1		新規	町田第一中学校図書室 ここまちベース	生涯学習センター	○	○	○	○	○	○
	2		新規	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	市民課（玉川 学園駅前連絡 所）	○	○	○		○	
本の充実	3		継続	図書館	図書館	○	○	○	○	○	○
	4		継続	子どもセンター	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	公立保育園および地域 子育て相談センター	子育て推進課	○	○			○	
学校図書館の 充実	6		継続	学校図書館支援貸出	図書館			○	○		○
	7	○	継続	学校図書館の蔵書整備	教育総務課			○	○		
	8		継続	「学校図書館活用の 手引き」の活用	指導課						○
	9	○	新規	学校図書館の運営人材 の確保	指導課						○
	10	○	新規	電子書籍サービスの 活用	指導課			○	○		
情報の発信	11		継続	図書館ホームページ等 での情報発信	図書館			○	○	○	○
	12		新規	「みんなが読める本」 の周知活動	図書館		○	○	○	○	○
	13		継続	「家庭学習の手引き」 の提供	指導課					○	
	14		継続	「子育てひろばカレン ダー」の発行	子育て推進課					○	

基本目標Ⅲ：子どもの読書に関わる人の育成と支援

読書環境を支え広めてくれる人たちの育成・支援を行っていきます。また、人材の確保や、スキルアップのための研修などを進めます。

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28 掲載	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
学校関係者への研修	1		継続	学校図書館担当者研修	指導課						○
	2		継続	新任教諭への図書館 研修	指導課						○
ボランティア 支援	3	○	継続	市民向け絵本の読み聞 かせ講座	図書館					○	○
	4	○	継続	おはなし会ボランティ アの養成講座	図書館					○	○
保護者向け 講座	5		継続	児童文学講座	図書館（文学 館）					○	○

5 成果指標

基本理念である「自ら進んで読書をする子どもを育てる」を目指すため、成果指標を設定します。読書好きの子どもを増やし、本を読まない子どもの割合を減らすことを目指します。

【本を読むことが好きな子どもの割合】

	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	61.4%	40.7%	48.1%	24.4%	27.3%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	67.5%	44.8%	52.9%	26.8%	30.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

【1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）】

	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	2.6%	8.1%	7.0%	12.8%	12.9%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	2.3%	7.3%	6.3%	12.0%	11.6%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まない

6 推進体制

この計画は「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」で、取組を確認・点検を行い、その後の子ども読書活動や計画の見直しに活用していきます。

また、最新の子ども読書活動の状況について情報交換を行い、組状況報告書等については、図書館ホームページに公開しています。



計画中の用語について

この計画における用語の定義は以下の通りとします。

【本（書籍・図書）】

「本」には、新聞、雑誌、チラシ、インターネット記事は含まない。

文字のない絵本や、図鑑は「本」に含む。また、媒体は問わず、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデージー、点字、音訳されたものも含むものとする。

【読 書】

本（書籍・図書）を読むこと。「読書」には教科書、参考書、マンガは含まない。

読み聞かせも「読書」とする。